

教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

令和4年3月

国土交通省総合政策局バリアフリー政策課

教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン

< 目 次 >

事例目次.....	1
はじめに.....	3
第1章 教育啓発特定事業について	6
1-1 教育啓発特定事業の実施のポイント	7
1-2 心のバリアフリーと障害の社会モデル.....	9
1-3 教育啓発特定事業の実施内容.....	14
1-4 教育啓発特定事業の進め方	17
第2章 実施マニュアル(バリアフリー教室編)	20
2-1 バリアフリー教室の意義と目的.....	21
2-2 バリアフリー教室の進め方.....	22
2-3 企画におけるポイントと留意事項	23
2-4 具体的な実施方法.....	30
2-5 フィードバック	34
第3章 実施マニュアル(まち歩き点検等編)	36
3-1 まち歩き点検等の意義と目的	37
3-2 まち歩き点検等の進め方	38
3-3 企画におけるポイントと留意事項	40
3-4 具体的な実施方法.....	44
3-5 フィードバック	47
3-6 多様なまち歩き点検等の取組.....	50
第4章 実施マニュアル(シンポジウム・セミナー編).....	54
4-1 本マニュアルの役割	55
4-2 実施に当たっての検討事項	56
4-3 取組事例.....	62
第5章 実施マニュアル(適正利用等の広報啓発編)	82
5-1 適正利用等の広報啓発の意義と目的.....	83
5-2 適正利用の広報啓発で発信する情報	84
5-3 バリアフリーに関する情報発信について	89
5-4 情報発信に関する工夫や留意点について.....	93

事例目次

	事例の内容	事業主体等	頁
1	児童生徒等に「障害の社会モデル」を説明するための工夫	(公財)日本ケアフィット共育機構	11
2	知的・発達障害を対象とした「心のバリアフリー」の啓発	(一社)全国手をつなぐ育成会連合会	12
3	バリアフリー障害当事者リーダー養成研修	NPO 法人 DPI 日本会議	13
4	声かけサポーター養成事業	静岡県	14
5	小・中学生への障害理解教育の推進	福岡県北九州市	14
6	バリアフリープロモーターの活動例	国土交通省関東運輸局	16
バリアフリー教室の実施事例			
7	公共交通事業者の主催するイベントにおけるバリアフリー教室の開催事例	国土交通省北陸信越運輸局	26
8	交通バリアフリー教室当日のタイムスケジュールの事例	八街市地域公共交通協議会 等	26
9	事前学習と体験型学習を2日間に分けて実施した事例	国土交通省神戸運輸管理部	26
10	DVDを作成して配布するとともにWEBでの意見交換を実施した事例	国土交通省北海道運輸局	28
11	コロナ禍での啓発活動の事例	国土交通省近畿運輸局	29
12	多様な体験学習の事例（聞こえない体験会）	(一社)福岡市ろうあ協会	32
13	観光地におけるバリアフリー教室の事例	国土交通省北海道運輸局	33
14	フィードバックにおけるアンケート票の例	国土交通省近畿運輸局	34
15	バリアフリー教室におけるフィードバックの実施事例	国土交通省関東運輸局	34
まち歩き点検等の実施事例			
16	デジタルを活用したバリアフリー情報の共有	国土交通省	46
17	フィードバックとしての意見交換会（ワークショップ）の実施事例	奈良県香芝市	48
18	フィードバックのため部会の設置により関係者間の対話を促進する取組事例	東京都北区	48
19	まち歩き点検等の成果を活用したバリアフリーマップの作成事例	秋田県大館市	49
20	児童を対象としたまち歩き点検等の実施事例	福岡県田川市	50
21	「心のバリアフリー」の考えを地域へ発信する事例	岩手県遠野市	50
22	デジタル技術を活用したバリアフリー情報収集の事例	兵庫県神戸市	51
23	バリアフリー推進パートナー連携したまち歩き点検等の事例	福島県福島市	51
24	特定事業計画事業者を巻き込んだ進捗状況の確認事例	奈良県香芝市	52
シンポジウム・セミナーの実施事例			
25	ユニバーサルツーリズムの講演と体験を組み合わせた事例	NPO法人自立支援センターおおいた 等	62
26	市町村が実施するユニバーサルデザインのワークショップ等の実施	東京都世田谷区	63
27	ユニバーサルマナーセミナー&障害者アスリート講演会	あいおいニッセイ同和損害保険(株) 等	65
28	観光事業者を対象とした講演会・パネルディスカッションの実施	(公財)横浜観光コンベンション・ビューロー 等	67
29	共生社会ホストタウンにおける心のバリアフリー研修	福岡県田川市 等	69
30	ユニバーサルデザインを実践する市民リーダーの育成	静岡県浜松市	71
31	発達障害を手掛かりとして考える心のバリアフリーシンポジウム	(株)JTB 等	73
32	心のバリアフリーの理解促進・行動実践に向けた社員向けセミナー	三菱電機(株)	75
33	社員向け教育訓練の体系的な実施	全日本空輸(株)	77
34	「サービス介助士」資格取得研修	東武鉄道(株)	79

適正利用等の広報啓発の実施事例			
35	ハード整備に合わせて広報啓発を実施する例	北海道札幌市	85
36	パーキング・パーミット制度に関する広報啓発	埼玉県川口市、福岡県福岡市	86
37	トイレに関する適切な配慮の広報啓発	京都府京都市、北海道札幌市	87
38	心のバリアフリーガイド	北海道札幌市	90
39	施設バリアフリー化に向けた配慮事項・改修の手引き	東京都調布市、福岡県福岡市	91
40	障害者などにやさしい店舗へのステッカー掲出	神奈川県川崎市	91
41	ひとにやさしいまちづくりハンドブック	宮城県仙台市	92
42	バリアフリー基本構想推進協議会の活用による当事者参画	神奈川県茅ヶ崎市	93
43	バリアフリー基本構想作成時の事業者説明会の場を活用した広報啓発	東京都北区	94
44	情報バリアフリー化の手引き	山口県宇部市	94
45	動画の作成、CATV等による情報発信	東京都港区	94
46	VR動画の作成	東京都北区	95
47	様々な啓発ツールの活用	神奈川県茅ヶ崎市、福岡県福岡市	95
48	心のバリアフリー広報誌	福岡県福岡市	96
49	バリアフリーイベントの実施（障害者週間等）	東京都港区	96

※国土交通省では、従来、「多目的トイレ」、「誰でもトイレ」等と称していたものについて、統一的にバリアフリースペースと呼称する取組を進めていますが、事例掲載にあたっては、取組内容や参考情報との、「多機能トイレ」等のままとしております。

【はじめに】

令和2年のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正により、面的・一体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想[※]）に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である「教育啓発特定事業」が創設されました。また、バリアフリー法に基づく基本方針（移動等円滑化の促進に関する基本方針）では、共生社会の実現に向けて、ハード面の目標のみならず、ソフト面の目標として、移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるよう環境を整備すること等を目標としています。

これまで、市町村においてさまざまな「心のバリアフリー」に関する取組が行われてきましたが、今後、これらのソフトの取組を教育啓発特定事業として、計画的かつ継続的にさまざまな関係者と連携しながら実施することが望まれます。

本ガイドラインは、教育啓発特定事業について、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方を反映しつつ、「心のバリアフリー」に関する取組の具体的な進め方についての標準的な手法をマニュアルとして示すものであり、『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（令和3年3月）』について教育啓発特定事業に関する内容を具体化したものとなっています。今後、本ガイドラインも参考としつつ、さまざまな心のバリアフリーに関する取組が実施されることが期待されます。

※バリアフリー基本構想とは

バリアフリー法における基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。



バリアフリー基本構想によるバリアフリー化のイメージ

『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』（令和3年3月、国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html

なお、教育啓発特定事業においては、市町村が小中学校等と連携し、児童生徒等を対象として実施することも有効であり、バリアフリー法では教育啓発特定事業の一つとして、学校連携教育事業（詳細は p.4 を参照してください。）が位置づけられています。



学校連携教育事業は、小学校、中学校、高等学校、大学等の各段階における学習・教育内容と連携して実施することが想定されますが、本ガイドラインにおいては、特に児童生徒の理解度等に応じてさまざまな工夫が必要となる小中学校と連携した取組の実施にあたってのポイントを上図のイラストにより記載していますので必要に応じて参照してください。

※本ガイドラインで使用する用語は、バリアフリー法との整合を図る観点から、以下の通り表記しています。

- ・「障害」や「障がい」は「障害」で統一
- ・「車椅子」や「車いす」は「車椅子」で統一

教育啓発特定事業について

第1章 教育啓発特定事業について

1-1 教育啓発特定事業の実施のポイント

教育啓発特定事業は、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等（以下、「市町村等」という。）が行う次のいずれかの事業で、市町村が作成するバリアフリー基本構想※に位置付けて実施するものです。

教育啓発特定事業として実施することにより、関係する市町村又は施設設置管理者による**事業の実施が義務付けられる**こととなるため、関係事業者や市町村関係部局等における事前の協議を十分に行いつつ進めることが必要となります。



○ 学校連携教育事業（イ号事業） 文部科学省共官

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

- ☆ 学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ☆ 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催

※ 学校の教育活動との親和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要

○ 理解協力啓発事業（ロ号事業）

- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

- ☆ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催
- ☆ 公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施
- ☆ 優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示

教育啓発特定事業の概要

※バリアフリー基本構想については、「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（令和3年3月、国土交通省）を参照してください。

移動等円滑化を図り、高齢者・障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設や経路に関する適切なハードの設計・整備に加えて、**意識向上などのソフトの取組を「心のバリアフリー」として一体的に実施することが効果的**です。バリアフリー基本構想では、これまでもまちのバリアフリーの実現に関連する事業として、「心のバリアフリー」等のソフト事業が位置づけられてきましたが、このような取組を教育啓発特定事業として実施するにあたり、以下のようなポイントがあります。

◆ 教育啓発特定事業を実施する意義と実施のポイント

1. 障害当事者を含む多様な関係者が連携した心のバリアフリーの取組の展開

教育啓発特定事業の実施主体は、基本構想を作成する市町村又はハード整備事業等を実施する施設設置管理者ですが、これらの事業主体以外であっても、**障害当事者団体、社会福祉協議会、障害のある人への支援等に関わる社会福祉法人やボランティア団体、地域で支援活動を行うNPO法人**や、学校連携教育事業の場合は**学校等**、理解協力啓発事業の場合は**関係事業者や施設利用者（地域住民を含む）等**のさまざまな関係者と、**お互いに連携**しながら事業を進めることが重要です。また、市町村が実施主体となる場合には、まちづくり部局、福祉部局、学校連携教育事業の場合は教育部局等の**多様な部局が連携**して事業を実施する必要があります。

特に、心のバリアフリーについての理解増進や普及啓発を図るためには、**当事者の意見等を反映するための当事者参画**が不可欠であり、障害の有無に関わらず、また障害の有無により区別されたり特別扱いされることなく、参加者全員がバリアフリーについて考える参加型イベントとすることが有効です（第2章以降の各実施マニュアルにおいては、事業内容に応じた当事者参画等の考え方を記載していますので、参照してください）。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の増加を防ぐため、事前に連携対象である学校と十分に協議を行うことが必要です。

- 事業の計画を作成する際に、あらかじめ事業の内容や時期、対象とする児童生徒の範囲等について調整を図る必要があります。また、関係する学校において既に実施されている教育活動に体験型学習等を組み合わせることで新たな付加価値を提供するなど学校に過度の追加的な負担を生じさせない工夫が有効です。

また、実施にあたっては、教職員の方々にもあらかじめ「心のバリアフリー」、「障害の社会モデル」（詳細は1-2を参照）の概念について理解してもらうことが重要です。

2. 計画的かつ継続的な取組の実施

教育啓発特定事業として事業を実施する場合には、教育啓発特定事業計画に基づく事業の実施が義務付けられることとなります。このため、関係事業者等と調整しつつ、取組を計画的かつ継続的に実施することが必要となります。また、中長期的な取組内容をバリアフリー基本構想に位置付け、継続的な事業の実施に取り組む事例もみられます。

また、教育啓発特定事業として実施する取組の成果を検証しつつ、今後取り組むべき内容が変化していくことも想定されるため、必要に応じて事業実施後に得られたフィードバックを踏まえ、定期的に取り組む内容の見直しを行うことも考えられます。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○学校の教育（指導）内容や児童生徒等の理解度に応じて、計画的に事業を実施することが必要です。

学校連携教育事業として実施する場合には、児童生徒の発達の段階に応じた内容を検討するとともに、各教科等における学習内容との関連や教育課程上の位置付けについて十分考慮することが必要です。また、その際には障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶ機会をつくったり、地域の障害のある方等と触れ合い、共に活動したりすることで、障害や障害のある子供への理解促進に繋がるよう、計画的に事業を実施することが重要です。

児童生徒や事業実施者にとって過度な負担とならないことや、児童生徒等の学びが十分に保障されることを前提として、長期継続的な計画・実施に努めることが必要となります。

【参考：学習指導要領における「心のバリアフリー」に関わる記述例（抜粋）】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- イ 他の中学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

資料：小学校・中学校学習指導要領（平成29年告示）（文部科学省、平成29年）

1-2 心のバリアフリーと障害の社会モデル

教育啓発特定事業を実施するにあたっては、「心のバリアフリー」と「障害の社会モデル」について事業主体だけでなく、各連携主体が理解した上で事業を進めることが不可欠です。



ここがポイント

-  事業に関わるすべての方々が「心のバリアフリー」と「障害の社会モデル」についての正しい理解を得ることが重要です。
-  児童、生徒、学生を対象とする場合には、このような考え方を単なる知識としてではなく、自分事として理解するための説明内容の工夫が必要です。

◆ 「心のバリアフリー」とは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者、障害者等に対して、国民ひとりひとりがその特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。障害の有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる「共生社会」を実現するためには、「心のバリアフリー」を推進することが重要だと考えられています。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、**様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと**を意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

【「心のバリアフリー」を体現するための 3 つのポイント】

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

「心のバリア」を個人の理解や優しさの不足に限定するのではなく、障害のある人達が様々なバリア（障壁）に遭遇せざるを得ないという問題の根源は、**障害のある人達のことを考慮せずに構築されたハード面の施設・設備及び「社会のあり方や仕組み」と捉え**るとともに、心のバリアフリーの取組を通じて、社会の側がどのように変容していくべきかといったことを考えることが大切です。また、心のバリアフリーの取組に関わる各主体が、障害の特性や個人特性の違いがあることについて、正しく理解し、認識することが必要です。

(参考) 主な障害の特性と移動の際の困りごと

対象者	主な特性	移動の際の主な困りごと
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の程度により、大きく全盲と弱視(ロービジョン)に分けられる ●光を感じる/感じない、物の輪郭が判別できない、視野の一部が欠けている、色の判別が困難、暗い/明るいところでは見えにくいなど症状はさまざま ●白杖や盲導犬を利用する人、ガイドヘルパーと一緒に歩く人、白杖をシンボルとして持っているが利用せずに歩く弱視の人など、人によって支えが異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚的な案内のみで音声・音響、点字や拡大文字による案内がないと情報を得にくい ●移動の手がかりとなる周りの状況や掲示物などを見ることも困難 ●不慣れた場所や混雑した場所では方向が分からなくなることがある ●階段からの転落や車、人、物などとの接触が危険・不安を感じる。特に誘導用ブロック(点字ブロック)の上の自転車・人・物や音響信号機のない横断歩道、ホームドア等のない駅ホームなど ●周囲の人の有無が分からず、自ら助けを求めることが難しい
聴覚・言語障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある ●聞こえ方の程度には個人差があり、補聴器で会話が可能なのもいるが、補聴器をつけても聴力レベルによっては効果がない、または周囲の雑音等でうまく聞き取ることができない人もいる ●全ての人が手話を使えるわけではない ●表情や身振り手振り、口話、筆談、手話などの視覚情報が頼り ●ろう高齢者の中には文章の読み書きが苦手な人もいる ●聴導犬を利用する人もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●外見では分からないため、誤解や障害を理解されないことがある ●補聴器を使用している、周囲の雑音などで聞き取れない場合がある ●音声や音響による情報が聞こえない、聞きとりにくい ●音声や音響による情報だけでは、すぐに状況を理解することが難しい。マスクなどで口元が見えないとコミュニケーションしにくい ●緊急時の連絡やコミュニケーション手段が、インターホンや電話、放送など音声によるものだけの場合がある ●聴導犬の認知度が低く、ペットと間違われてしまうことがある
肢体不自由者・車椅子使用者	<ul style="list-style-type: none"> ●肢体不自由の原因により困難さには個人差がある ●身体状況に応じて車椅子や杖、また介助犬を使用する人もいる ●交通機関乗車時や食事時などは座席に移乗する人もいる ●移動中は車椅子使用者や介助犬の十分なスペースが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ●階段や段差の上り下り等の垂直移動が困難 ●車椅子では、狭い幅員での移動や段差、溝を越えることは困難 ●車椅子が移動したり車椅子から移乗するスペースが確保されていない場合(多機能トイレ、十分な通路幅がないなど)、移動が困難 ●車椅子では座位のため目の位置が低く、高い位置の取り出し困難
内部障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●外見からは気づかれにくく、誤解されたり、障害を理解されないことがある ●人工肛門、人工膀胱を使用している人、酸素ボンベや人工呼吸器を携帯している人がいる ●体調が変化しやすい、骨折しやすい、風邪などの疾患がうつりやすいなどの不安がある ●ヘルプマークを持っている人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間立っていることや、長い距離を連続して歩いたり、階段の昇降が難しい ●人工肛門、人工膀胱を使用している人の場合、オストメイトに対応した設備のあるトイレが必要
発達障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションが苦手な人もいる。(思いを表す・表情の読み取り・言葉の意味理解や読み書きが困難な場合もある) ●こだわりが強く、突発的な出来事や予定の変更への対応が苦手だったり、時間の感覚がわかりにくかったりする人もいる ●視覚・聴覚・嗅覚・触覚等、感覚の過敏性がある。(僅か感覚刺激に反応し、急に身体を動かす・声を出す等の人もいる) 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある。言葉だけで困難な場合は、実際の動作を見せる・絵や写真等カードの提示が有効な場合がある) ●いつもと違う状況だと対応できない場合がある。上記に加え、見守り対応しながら状況に応じて直接介入することも重要 ●疲れやすい人・気分を切り替える等、静かに休める場所が必要
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●話の内容を理解できなかったり、自分の考えや気持ちを表現することが難しく、コミュニケーションを上手にとれないことがある。通行する人を無表情で見たり、体をゆすったりする事がある ●判断したり、見通しをもって考えることが苦手な人もいる ●環境や状況の変化に柔軟に対応する事が苦手で、いつもと違う状況だと対応できず、パニックになってしまう場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ●困ったことが起きて自分分から助けを求めることができない人もいる。何でもハイ、大丈夫などと返事をしてしまう
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスに弱く、緊張したり、疲れやすかったりする ●人と対面することやコミュニケーションが苦手な人もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用上のルールなどの説明が複雑だと理解しにくい場合がある ●いつもと違う状況だと対応できず、パニックになってしまう場合がある ●困ったことが起きて自分分から助けを求めることができない人もいる
認知機能障害・高次脳機能障害	<ul style="list-style-type: none"> ●主に認知機能(理解する力や判断する力)などが低下すが、症状はさまざま ●高齢者に多いが、若年性や軽度認知症の人もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●目的地などを忘れてしまう、トイレや施設の入出口などが分からない ●機械の操作や時刻表など複雑なことの理解が難しい ●早口で話したり、複数のことをまとめて話したりすると理解できないことがある ●上手くコミュニケーションをとれないことがある
重症心身障害	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきりで全介助の人が多く、呼吸管理、嚥下障害、排泄障害、体温調節が困難な人もいる ●言語による理解・意思表示が困難。日頃から慣れた方が表情やサインを読み取ってコミュニケーションを図る必要がある ●環境の変化に敏感。肺炎・気管支炎を起こしやすい、感染症にかかりやすい。自らの不調や痛みを自分で伝えられない ●自らの意思表示は困難だが、周囲を理解している人もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●体の変形や拘縮・筋緊張があり、ストレッチャータイプ等の大きな特殊型車椅子を、それぞれの体に合わせて作製し、人工呼吸器・吸引器・ネプライザーなどの医療機器や電源・酸素等を積むことで、荷物が多く移動が大がかりになる ●姿勢について、呼吸と密接な繋がりがあため、移動時に注意が必要 ●てんかん発作や視力や聴力に問題を抱える人もいるため、眩しさや環境音に関しての配慮が必要 ●トイレ内では介助者が車椅子を転回できるスペースとユニバーサルベッドが設置されたバリアフリートイレがないと外出が難しい
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ●個人差はあるが、加齢により視力・聴力・筋力などの身体機能や体力が低下する人もいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●案内サインや小さな文字が読みにくい、機械の操作が難しい
妊産婦・子供連れ	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠初期は急な体調の変化や外見から気づかれにくい ●妊娠後期におなかが大きくなっていくにつれて動きやすさが変化する ●ベビーカーを使用したり、乳幼児を抱きかかえて移動したりする ●子供が騒がないか周囲を気にする 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠中でお腹が大きくなると、足元が見えにくく階段や段差の昇降が困難 ●双子用ベビーカー等で利用できない出入口や通路がある
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語による情報の理解や、コミュニケーションが困難であることが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語のみの案内では理解できないことが多い
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●(初めて訪れた人など)地域の状況を即座に把握しにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートフォン等がない場合、現地での案内が頼りとなる

『みんなで作るバリアフリーマップ作成マニュアル(令和2年3月、国土交通省)』を基に加筆修正

◆ 「障害の社会モデル」とは

障害者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方を「障害の社会モデル」と言います。

この障害の社会モデルの考え方は、2006年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において提示され、日本では条約の締結にあたり、2011年に改正された「障害者基本法」で明確化され、2013年に制定された「障害者差別解消法」で具体化されているほか、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」でも、その考え方が明確に記されています。

障害者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態をつくっており、**社会や環境のあり方・仕組みが“障害”を作り出していることを理解し、社会の責務として、この障壁を取り除いていく**必要があります。

このような考え方に従い、高齢者、障害者等の利用者の立場に立ち、社会的障壁を取り除いていくために何が必要かを考え、必要な施策を検討することが重要です。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○対象とする児童生徒等に応じて学習（指導）内容の工夫が必要です。

「障害の社会モデル」の概念を容易に理解することが困難な児童生徒等を対象とする場合には、「事前学習に活用可能な資料」等により、障害の社会モデルや心のバリアフリーについて、教職員の方々が正しく理解することを前提として、障害の状態や特性及び心身の発達段階等に応じ、学習（指導）内容や指導方法の工夫を行うことで、障害の有無に関わらず、日常生活のさまざまな困りごとが社会的障壁により生じることを、まずは身近な視点から自分事として理解できるようにするといった内容の工夫が有効です。

この際には、単なる体験型の学習を実施するだけでなく、これとあわせて「心のバリアフリー」に関する正しい理解や認識を深める機会となるようにすることが不可欠です。また、身に付けた知識や体験したことを基に考えて話し合ったり、発表したりする機会を設けることも有効です。

児童生徒等に「障害の社会モデル」を説明するための工夫

<公益財団法人 日本ケアフィット 共育機構>

相手の立場を理解し考え行動するためのワークを交えた授業である「思いやりおもてなし活動」（おも活）を実施しています。

おも活では、「困りごとに気づいて動く」、「違いを認め合い、相手の立場になって考える」とはどういったことなのかを、子どもたちに身近な学校のことや障害者の例を題材に、自主的な問いや考えを引き出せるようなカリキュラムにすることで、誰に対しても分け隔てなく接することのできる「心のバリアフリー」を目指しています。

また、児童等が「障害の社会モデル」に関する考え方を「自分事」として自然と理解できるように、真つ暗な世界を仮定して、視覚障害者と晴眼者の立場を逆転させることで社会が作り出す障害について実感させるような工夫も行っています。

◆ ハードのバリアフリーと「障害の社会モデル」

「障害の社会モデル」においては、障害の生活上の困難の原因は**障害のない人を前提に作られた社会や環境のあり方・仕組みに原因（社会的障壁）がある**と考えます。この考え方は、心のバリアフリーとして、意識面だけでなくハードのバリアフリーに関する設計・整備においても反映される必要があります。

市町村や関係事業者等が協力しつつ、高齢者や多様な障害者等を含む**すべての関係者にとって公平な日常・社会生活の環境を確保できるよう、社会的障壁をなくす**努力が必要であり、そのためには**ハード面におけるまちのバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーによるソフト面も総合的に機能させる**必要があります。

社会的障壁をなくし、共生社会を実現するためには、「**障害の有無に関わらず同じ環境が提供できているか**」を常に考え、**ハード・ソフトの両面**から社会的障壁を取り除いていくために、教育啓発特定事業としてどのような取組が望まれるかを検討することが必要となります。

知的・発達障害を対象とした「心のバリアフリー」の啓発

＜一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会＞

「障害者差別解消法」では、障害当事者に対する正当な理由のない差別的取扱いの禁止のほか、合理的配慮（障害ゆえのバリア（社会的障壁）を取り除くための手助け）の実施が求められています。一方で、特に知的・発達障害は必ずしもハードがバリアとなるわけではないため、バリアも合理的配慮も外形的には特定しにくいと言えます。

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会では、そのような外形的に障害の状況（社会的障壁の所在）が分かりにくい知的・発達障害の特性について、疑似体験等を取り入れながら地域住民にも分かりやすく、親しみやすく理解を広める「啓発キャラバン隊」の活動を推進しています

外形的に障害の状況が分かりにくい知的・発達障害の特性を知ること
で、合理的配慮や建設的対話が広がる効果が期待されます。



- 「心のバリアフリー」及び「障害の社会モデル」等の用語に関する詳しい解説については、『公共交通機関の旅客施設・車両等・役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月改訂）』第1部「2. 移動等円滑化整備の基本的考え方」に記載されている「（コラム1）共生社会の新しいモデル」もあわせて参照してください。

《本項を理解するにあたってのキーワード》

- ・「心のバリアフリー」
- ・「障害の社会モデル」と「障害の個人モデル（医学モデル）」

◆ 障害当事者の参画の意義

心のバリアフリーの取組を行うにあたり、障害当事者に参画いただき、直接講義やコミュニケーションを行うことは、多様な人々と暮らしていることについて、理解を深め、ともに考えるうえでとても重要です。

また、**障害の社会モデルを理解した障害当事者（又はその家族等の支援者）が研修等に参画することは**障害の社会モデルの理解を深めることにも繋がります。

研修等に参画する障害当事者は、社会モデルを体得している、どのようなサポートが必要かを伝えられるなどのスキルが必要であり、**スキルに応じて講師、アドバイザー、サポートスタッフなど様々な役割**で参画いただくことが大切です。障害当事者により具体的な事例を含めて理解を促すことにより、多様な人々と暮らしていることを実感し、共生社会について考えるきっかけをつくることが期待できます。

— 主な役割と必要なスキル

- **講師として研修を任せられる場合**は、社会モデルを体得しており、効果的に研修を運用できるスキルが必要
 - 自分以外の障害にも精通し、障害の社会モデルについて理解を促すことができ、また研修実施の時間配分や受講生の理解に気を配ることのできるスキルが必要。
- **ファシリテーターとともに研修を運営する場合**は、社会モデルを体得しており、ファシリテーターをサポートするスキルが必要
 - 基本的な研修の運営はファシリテーターに任せ、障害者の視点（自分以外の障害にも精通し、障害の社会モデルについて理解を促すことができる）を研修に活かすことのできるスキルが必要。
- **研修内容に対するアドバイザーとして参画する場合**は、社会モデルを体得しており、効果的に研修を運用できるスキルが必要
 - 自分以外の障害にも精通し、障害の社会モデルについて理解を促すことができ、また研修実施内容のバランスを確認、アドバイスできるスキルが必要。
- **サポートスタッフとして参画する場合**は、どのようなサポートが必要かを伝えられることが重要
 - 自分自身の困りごとだけを話すのではなく、困りごとに対してどのようなサポートをすることが必要であるか、どのように解決すべきかを伝えられることが重要。

バリアフリー障害当事者リーダー養成研修

<NPO 法人 DPI 日本会議>

バリアフリーリーダー養成研修は、法制度はもとより、自身の障害だけでなく、様々な障害も含めた広い視点を持ち、行政主催の委員会等で問題提起や具体的提案のできる、バリアフリーに精通した障害当事者の人材発掘、育成を目的としています。

2007年からDPI日本会議バリアフリー部会が主催（交通エコロジー・モビリティ財団が助成）して毎年開催しています。都市部だけでなく地方でも開催しており、開催地の地元障害者団体が事務局を担い、その地域の問題も含め、前期後期で合わせて3日間のプログラムを行っています。

2018年のバリアフリー法改正で、障害当事者による評価の仕組みが盛り込まれたこともあり、行政や事業者の研修も障害当事者が講師となるニーズが高まっています。このような機会を最大限に活かし、的確に伝えることができるようになるために、多方面で活動しているリーダーの障害当事者や専門家を招き、講義やグループワークを通じて、変化していく法制度や、これまで気づけなかった多くの事柄を学びます。

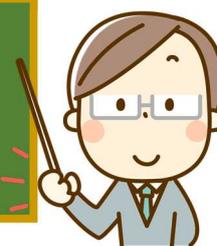
自分の経験や意見を伝えることはとても重要ですが、それだけではなく、他の障害に関する課題も理解し、総合的な視点で提案していくことが、よりよいバリアフリー化を進めていくために重要になります。

受講生は、交通エコロジー・モビリティ財団主催の交通事業者向け研修「交通サポートマネージャー研修」をはじめとした様々な研修会の講師やアドバイザーとして活躍しています。



1-3 教育啓発特定事業の実施内容

これまでも行政を中心として、体験学習や啓発活動等の心のバリアフリーに関する取組が実施されています。今後、多様な関係者が連携し、創意工夫を凝らした様々な取組が、学校連携教育事業、理解協力啓発事業として実施されることが期待されます。



ここがポイント

-  全国で体験型学習や普及啓発等として、さまざまな工夫を凝らした心のバリアフリーの推進の取組が進められています。
-  例えばICT技術等の先進技術が情報のバリアフリーを飛躍的に進歩させることが期待されており、その活用の可能性について検討することも考えられます。

教育啓発特定事業の事業内容の例

	事業内容（例）	主な実施主体	主な協力主体
学校連携教育事業	学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催	市町村、施設管理者、公共交通事業者等	学校
	旅客施設におけるバリアフリー教室の開催	市町村、公共交通事業者等	学校
	児童、生徒又は学生が参加したバリアフリーまち歩き点検や、この成果としてのバリアフリーマップ作成体験等の実施	市町村	学校、地域住民等
理解協力啓発事業	障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催	市町村	関係団体
	公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施	公共交通事業者	市町村
	優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示	市町村	公共交通事業者、施設管理者等
	施設管理者等や地域住民と協働したまち歩き点検等の実施	市町村	地域住民、施設管理者等

◆ 心のバリアフリーに関する多様な取組事例

声かけサポーター養成事業

<静岡県>

静岡県では、障害のある方の事故を未然に防止するため、県内の高校生や地域住民を対象に、駅ホームや路上等で障害者に対する声かけを行う際のコツやタイミングを習得することを目的とした「声かけサポーター養成講座」を開催し、講師や障害当事者による講義のほか、駅ホーム等での実技演習を実施しています。

なお、静岡県では目の不自由な方や車椅子使用の方への声かけ、お手伝いの方法等についてまとめた「声かけ・サポート動画」や「声かけ・サポートハンドブック」を作成しており、ハンドブックは養成講座の講義にも活用されています。



小・中学生への障害理解教育の推進

<北九州市>

北九州市では、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進についての継続的な取組が実施されています。

取組を通じて、特別支援学校と小・中及び高等学校の児童生徒が、スポーツや学習を一緒に体験し、お互いの良さや違いを理解することで、「障害者理解の促進」を図っています。

スポーツを通じた交流では、市が発祥の障害者スポーツ「ふうせんバレーボール」も取り入れられています。



◆ 心のバリアフリーの実施に関する支援制度等

教育啓発特定事業をはじめとして、心のバリアフリーに関する取組を実施する場合には、以下の支援制度等が活用可能な場合があります。

【心のバリアフリーの実施に関する支援制度等】

☞ 費用の支援

- ・障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）〔厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室〕
- ・心のバリアフリー推進事業〔(公財) エコロジー・モビリティ財団〕

☞ 人的な支援

- ・バリアフリープロモーター制度〔国土交通省 各地方運輸局 バリアフリー推進課、内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室〕

☞ その他

- ・観光施設における心のバリアフリー認定制度〔観光庁 観光産業課〕

地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業）

理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業（必須事業））

目的

障害児及び障害者（以下「障害者等」という。）や障害特性等に関する地域住民の理解を深めるための、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修及び啓発活動を実施することにより、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図る。（障害者総合支援法第77条第1項1号、市町村必須事業）

実施主体・対象者

実施主体：市町村 対象者：実施主体管内の地域住民

事業内容

- 1 実施内容
実施主体が実施する地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深める、又は「心のバリアフリー」の推進を図るための研修・啓発事業
- 2 実施形式
次のいずれかの形式により事業を実施
 - (1) 教室等開催：身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、盲ろう者、重症心身障害児又は難病等の障害特性等を分かりやすく解説するとともに、手話や介護等の実践や障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。
 - (2) 事業所訪問：地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員や当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮・知識や理解を促す。
 - (3) イベント開催：有識者による講演会や障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。
 - (4) 広報活動：障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。
 - (5) 身近な地域における「心のバリアフリー」推進のための取組
 - ・ 具体的事例を通じ、障害者等が日常生活を営む上で感じる心のバリアフリーを知るとともに、そうした場面におけるコミュニケーション手法を学ぶための教材の作成、公開や地域住民に対する研修会の開催を行う。
 - ・ 内部障害等、外見からは障害があることがわかりづらい方が、周囲に支援を求めるときに有効となるツール等の周知・頒布を行う。
 - ・ サービス業をはじめとする企業の従業員向けに障害のある方に対する接遇の向上や合理的配慮の推進に資する情報発信・研修等を行う。
 - (6) その他形式：上記の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	<ul style="list-style-type: none"> ■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通じて相互理解を深めることを目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げてSOSを示す合図（白杖SOSシグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖SOSシグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときなどに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

※ これまでの地域生活支援事業等補助金実績報告をもとに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室にて作成

バリアフリープロモーター制度

国土交通省では、バリアフリーに関する有識者、専門家、先進的な取組を実施している自治体関係者、移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成やボランティア活動等において熱心な活動をされている方、障害者スポーツ関係者等、各分野の人材をバリアフリープロモーターとして認定し、プロモート活動、バリアフリー教室の講師としての参画等、地方運輸局等の行うバリアフリー施策において活動していただいています。

バリアフリープロモーターは各地方運輸局等による認定制となっており、プロモーターの名簿を各地方運輸局等のホームページに掲載しています。

【バリアフリープロモーターに期待する役割】

- ・自治体に対する移動等円滑化促進方針及び基本構想の新規作成や更新を促進するための活動
- ・移動等円滑化促進方針及び基本構想作成支援セミナーの参画
- ・バリアフリーマップの作成を促進するための活動
- ・バリアフリー教室の講師
- ・バリアフリー施策の推進や各種課題に対する相談への協力 等

バリアフリープロモーターの活動例 <国土交通省関東運輸局>

関東運輸局では、令和3年7月にバリアフリープロモーターの学識経験者の協力のもと、市からバリアフリーマップの作成に関する支援を受けた高等専修学校において、「バリアフリーマップの役割について」というテーマで、鉄道施設における視覚障害者の高速エスカレーター利用の課題など“まちなかの様々なバリア”について、また“バリアフリーマップって何？”といったバリアフリーマップの必要性や他市における作成例の講義と、歩行者用信号機の音の強弱の説明などを交え、道の凹凸している箇所などを車椅子で走行して確認する実地調査を行いました。



心のバリアフリー推進事業

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団では、共生社会ホストタウンによるマスタープランや基本構想の作成を視野に入れつつ、地方におけるバリアフリー化の一層の推進、また、その取組がレガシーとして全国に広がっていくよう、「心のバリアフリー」の取組など共生社会ホストタウンにおけるバリアフリー施策の強化を継続的に支援するため、心のバリアフリー推進事業による支援を行っています。

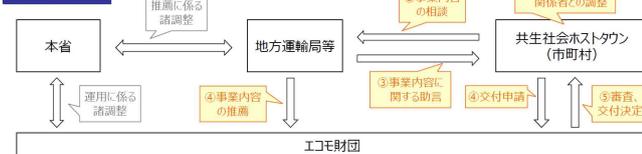
事業概要

- 対象者：共生社会ホストタウンに認定されている市町村
- 対象経費：次の①～③のいずれかに要する費用。
 - ①まちあるき点検の実施
 - ②バリアフリーマップの作成
 - ③その他バリアフリー教室の開催等「心のバリアフリー」の推進に係る取組
- 助成対象期間：2021年10月1日～2025年3月31日
※申請は2024年3月31日まで
- 助成限度額：上限200万円

○採択要件：

- ① 高齢者、障害者等の当事者の参画。
- ② 市町村のバリアフリー施策担当課の参画。(実施主体が団体等市町村ではない場合)
- ③ 採択された次の年度に実施されるシンポジウム等の場において、取組内容の展示・発表等の取組への協力。
- ④ 地方運輸局等の職員を取組のオブザーバーとして関与させること。

事業実施の流れ



※対象者は共生社会ホストタウンに限られます。

※事業の申請・実施には期限があります。

観光施設における心のバリアフリー認定制度

観光庁では、バリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象とした「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設しており、認定された観光施設には、観光庁が定める認定マークを交付しています（認定期間は5年間）。

これにより、観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、高齢者や障害者がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進しています。



1-4 教育啓発特定事業の進め方

基本構想に基づき教育啓発特定事業を実施する場合のポイントについては、『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「6-5. 特定事業の設定」を参照してください。

◆ 基本構想に教育啓発特定事業を位置づける際の留意点

基本構想に教育啓発特定事業を位置づける際の留意点

項目	留意点
特定事業の関係者に対して十分な協議が必要	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想に特定事業を位置づける場合、市町村は、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等と十分に事前に協議することが必要です。 教育啓発特定事業のうち、「移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業」を位置づけようとする場合は、学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、事業主体のみならず、(教育委員会等の)学校関係者、地域住民、関係団体とも十分に事前に協議を行い、関係者の意向等を踏まえることが重要です。
特定事業計画の作成・事業計画に基づく事業の実施が必要	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想に特定事業を位置づけた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。 バリアフリー法における特定事業は、交通安全特定事業を除き、基準適合義務が課されていませんが、できる限り移動等円滑化基準や関連するガイドライン等の内容を踏まえ、実施されるべきと考えられます。しかし、建築物の一部を改修する場合等、施設全体で移動等円滑化基準にすべて適合できない場合もあります。したがって、移動等円滑化基準にすべて適合しないバリアフリー化等の事業内容であっても、特定事業として積極的に位置づけ、段階的なバリアフリー化を進めていくことも重要です。 教育啓発特定事業については、基本構想に位置づけられた場合、事業を実施する市町村又は施設設置管理者は、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者(学校と連携する事業について定める場合には、関係する市町村、施設設置管理者および学校)に意見を聴いた上で教育啓発特定事業計画を作成し、作成した計画を関係者に送付する必要があります。 事業を実施する者は、定められた教育啓発特定事業計画に基づき事業を実施する必要がありますが、特に学校と連携する場合には、計画作成段階で学校の意見を十分に聞くことが円滑かつ確実な事業の実施につながります。 なお、定期的な取組内容の充実や事業の効果の測定方法(例：心のバリアフリーや障害の社会モデルに関する理解度)について記載することも考えられます。
特定事業を実施する対象範囲を検討	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、特定事業は重点整備地区内で実施するものを基本構想に位置づけることができます。 教育啓発特定事業については、重点整備地区の移動等円滑化に資する取組であれば、重点整備地区外で行うものや、生活関連施設の職員や通勤者等重点整備地区の住民以外の者を対象としたものを記載することが可能です。
市町村における各種計画・事業等との連携を検討	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の内容は、市町村が定めている移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和が保たれていることが必要ですが、特定事業についても、市町村が有している上記の計画等に基づく事業と連携して実施することが重要です。 なお、教育啓発特定事業の実施に際しては、市町村が開催する障害者の理解を深めるための学習の機会や講演会等に対して厚生労働省が実施している支援スキーム※を活用することが可能です。 <p>※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第1号の規定に基づき市町村が実施する地域生活支援事業(理解促進研修・啓発事業)</p>

※『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「6-5. 特定事業の設定」に記載のない事項については、**太字**で記載しています。

◆ 特定事業に関する記載事項

特定事業に関する記載事項	
項目	記載事項
実施する特定事業の種類を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する特定事業について、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、教育啓発特定事業の別を記載します。 ・「心のバリアフリー」などのソフト対策に係る事業については、これまで特定事業としてではなく、その他の関係する事業として基本構想に位置づけられるものも存在しますが、新たに特定事業として実施する場合や、見直しにより特定事業として位置づける場合には、当該事業が「教育啓発特定事業」として実施されることを明記しましょう。
特定事業の実施者を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業を実施する主体や関係者を記載します。 ・なお、教育啓発特定事業の実施主体となり得る市町村又は施設設置管理者のうち、施設設置管理者には、公共交通事業者等だけではなく、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等が含まれることから、例えば、重点整備地区内に事務所や施設を有する企業等が実施する取組を教育啓発特定事業として記載することも可能です。
特定事業の内容・実施する対象施設（対象地区）等を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業を実施する対象となる特定旅客施設、特定車両、道路、特定路外駐車場、都市公園、特定建築物や、具体的な地区等を記載します。 ・教育啓発特定事業を実施する地区や場所等については、具体的には特定事業計画に記載されますが、主として重点整備地区内で実施するのか、重点整備地区内外に渡って実施するのか、実施する教育啓発特定事業に求められる効果を勘案してあらかじめ明確にしておくとい良いでしょう。
特定事業の実施予定期間を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の着手予定時期、完了予定期間を記載します。基本構想に記載する事業の実施予定期間としては、基本構想の目標年次の期間中、どの時期に実施するのか、必要に応じて継続して実施していくものなのかを記載しましょう。 ・なお、当面事業実施の見込みがない場合でも、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載します。 ・また、教育啓発特定事業はその性質上、継続的な取組の実施や事業の効果を踏まえた取組内容の見直しが求められるものであることから、具体の目標時期等を記載せず、短期・中長期等に区分して記載することも可能です。
その他特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・教育啓発特定事業を実施する際に配慮が必要な重要事項を記載します。特に、事業実施に当たって、関係者があらかじめ理解しておくべき共通事項を記載しておくことが重要です。 ・また、多様な障害当事者の意見の反映や、事業を実施する上での安全確保・感染症対策等の特に配慮すべき事項について記載することも考えられます。

※『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「6-5. 特定事業の設定」に記載のない事項については、**太字**で記載しています。

◆ 教育啓発特定事業計画の作成例

教育啓発特定事業計画の作成例については、『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』の「8-1. 特定事業計画の作成体制と作成手順」を参照してください。

◆ その他事業の実施にあたっての留意事項

教育啓発特定事業の検討及び評価に当たっては、**障害当事者が参画することとし、障害当事者による視点を取組内容に反映させることが重要**です。具体的な事業内容に応じた当事者参画のあり方については、第2章以降の各実施マニュアルや各事例も参照しつつ、**最大限当事者の声が反映されるよう工夫することが必要**となります。

実施マニュアル（バリアフリー教室編）

第2章 実施マニュアル（バリアフリー教室編）

2-1 バリアフリー教室の意義と目的

【主な対象】

●市町村担当者

バリアフリー教室は、地域住民や施設管理者と障害当事者等が一体となり、日常生活や社会活動における社会的障壁を体験すること等を通じて、障害の社会モデルや共生社会において必要な配慮等について考え理解を深める体験型のイベントです。



ここがポイント

- 👉 バリアフリー教室は、子どもから大人まで、また行政や公共交通事業者の職員等も含め、多様な参加者が高齢者や多様な障害者等の日常生活や社会活動における社会的障壁（バリア）に関わる体験を通じて社会的障壁について気づくことが重要です。
- 👉 体験型のイベントを通じて、社会的障壁によって人々に生じている困りごとや痛みを感じ、障害はどこにあるのか（障害の社会モデル）や共生社会において必要な配慮等についての理解を深めることが目的です。このような目的を達成するためには、バリアフリー教室として体験型イベントを実施するだけでなく、事前や事後の学習との連携を図りつつ理解を深めることが必要です。

◆ バリアフリー教室の実施について

これまで「心のバリアフリー」について疑似体験等を通じて理解するためにバリアフリー教室が実施されてきましたが、バリアフリー教室は事前や事後の学習とも連携しつつ、**多様な障害当事者等の日常生活や社会活動における社会的障壁（バリア）を疑似体験等により実際に体験し、「心のバリアフリー」についての理解を深めるために有効な取組**です。また、令和2年のバリアフリー法改正により新たに位置づけられた「教育啓発特定事業」としてこのような取組を実施することにより、**関係する施設管理者や学校等と連携しつつ、計画的にバリアフリー教室等を実施**することができます。

※これまで小中学校等と連携したバリアフリー教室が多く実施されてきましたが、本マニュアルでは、多様な参加者による体験型の取組を「バリアフリー教室」として記載しています。

◆ 本マニュアルについて

本マニュアルは、バリアフリー教室の実施に関し、企画、実施、フィードバックの各段階における進め方・留意点を事例とともに整理し、体験型で社会的障壁とバリアフリーに関する理解を深めるためのバリアフリー教室の**標準的な手法等を示すもの**です。

本マニュアルの実施手法を参照しつつ、ハード面におけるバリアフリーの進捗状況や地域の実状（障害当事者のニーズ等）に応じて、**創意工夫を凝らした多様な取組**が実施されることが期待されます。

なお、バリアフリー教室としては、いわゆる「疑似体験」が広く実施されています。本マニュアルでは、障害や社会的障壁を疑似的に体験することにとどまらず、社会的障壁やその解決方法を共感的に理解する取組を「疑似体験」と表記しています。

2-2 バリアフリー教室の進め方

【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

◆ バリアフリー教室の実施手順の全体像

バリアフリー教室は、**企画、実施、フィードバック**の流れで進めることが一般的です。企画の検討は、関係者・学校等との調整や現地の事前確認等のさまざまな準備を行うことを想定し、**実施日の2～3ヶ月前**に始めることが望ましいと考えられますが、バリアフリー教室を過去に実施した経験等に応じて準備期間を短縮することも考えられます。

また、バリアフリー教室として体験型学習を実施するだけでなく、**事前や事後の学習との連携**を図りつつ理解を深めることが必要となります。

バリアフリー教室の企画からアウトプットまでの流れの例

事前の学習

バリアフリー教室

企画 (実施日の2～3ヶ月前)	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー教室の企画の検討 実施機会と対象者の確認 実施メニューの決定 実施に向けた詳細な事項の確認 (実施場所、役割分担、関係者との連携等) その他、企画段階での留意事項・会場、車両等の確保・交通事業者への依頼・安全対策・感染症対策・プレス発表・その他の準備
実施	<ul style="list-style-type: none">・バリアフリー教室の開催 (教室の運営以外にも、ケガの防止や感染対策などに注意を払います。)
フィードバック	<ul style="list-style-type: none">・当日の振り返り・課題点は改善し、次回のバリアフリー教室に活かします。

事後の学習

2-3 企画におけるポイントと留意事項

【主な対象】

●市町村担当者 ●事業実施主体

バリアフリー教室の実施手法を検討する段階では、主に参加対象者に応じた体験型学習の実施内容、フィードバックの内容等について検討する必要があるとともに、より理解を深めるための事前や事後の学習との連携についても検討します。



ここがポイント

- 👉 どのような機会に、誰を対象に行うのかを確認・整理する必要があります。
- 👉 これまでのバリアフリー教室は、主に小中学校の児童生徒を対象に、車椅子使用者や視覚障害者の疑似体験、介護体験等が行われてきましたが、これに加えて、高校生、大学生、一般の大人の方、行政や公共交通機関の職員など幅広い層を対象者として、高齢者や障害者等の日常生活や社会活動を疑似体験する等のバリアフリー教室を行うことも有効であり、対象者に応じた体験内容等を検討する必要があります。

【実施機会と対象者の例】

- ・学校の授業の一環として、小学〇年生を対象に行う。
- ・大学における専門教育の一環として、〇〇研究室の学生を対象に行う。
- ・行政や公共交通事業者の職員の研修の一環として、〇〇を対象に行う。
- ・文化施設（美術館、図書館等）でのイベント開催時に、参加者を対象に行う。

◆参加者の決定

実施するバリアフリー教室の内容に応じて、高齢者、障害者（車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者、内部障害者等）、妊産婦、子育て世帯、地域の大学の学生（例えばボランティアサークル）等の**多様な参加者**とすることが望ましいと考えられます。

また、行政・公共交通事業者の職員等の**対象者の属性に応じて、理解度や必要性を勘案しつつ適切なプログラムを提供**することが必要となります。これとともに、広く参加者を募集する際には、地元の障害当事者等の多様な対象者に積極的な参加を呼び掛けることも有効です。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 小中学生を対象としてバリアフリー教室を実施する場合には、学校の授業において実施する場合、時間の延長等が困難な場合がほとんどです。参加する児童生徒が予定していた体験学習を時間内に終わることができるよう、スケジュールに余裕を持たせる、班編成を工夫する等の対応が必要となります。
- 小学校低学年を対象にする場合には、集中力が続かないため、所要時間を短くする（授業の1コマの時間で実施する等）といった工夫も考えられます。
- 市町村の教育委員会や福祉部門等が主体となって企画する方法のほか、地域の社会福祉協議会、障害者団体等が作成する学習プログラムを活用する方法など、各学校の環境にも応じて効果的な方法を検討することが可能です。

◆ 実施内容の設定

● バリアフリー教室の構成

バリアフリー教室は座学、体験、フィードバックにより構成されることが一般的です。想定する所要時間や対象者の年齢・体力、バリアフリーに関する理解度等を踏まえ、バリアフリー教室の構成を検討します。対象者の理解度に応じて、また過去の実施の経験を踏まえ、より多様かつ高度な内容とすることも考えられます。

● 所要時間

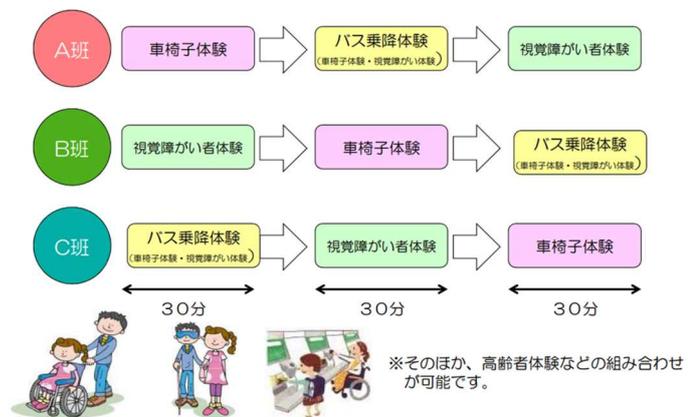
実施する内容によっても異なりますが、いずれの対象者の場合でも、2時間～3時間程度の所要時間を見込む必要があります。バリアフリー教室では、限られた時間の中で様々な体験メニューを実施するだけではなく、座学や事前・事後の学習も含めて、参加者が体験した内容を学べるような構成とすることが重要です。

● 事前や事後の学習などとの連携

バリアフリー教室以外の事前や事後の学習との連携を図り、十分な理解が得られるように留意が必要です。

● 班編成

参加者（特に子供、高齢者、障害当事者等の参加者への配慮が必要となります）の特性等に留意し、班編成を考慮したり、体験に違いを設けることなども考えられます。

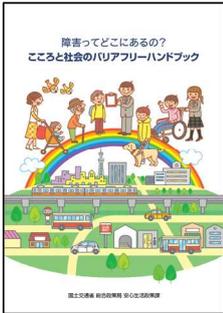


学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 小学校や中学校でバリアフリー教室を実施する場合、「疑似体験の機会を提供する」ことを重視するあまり、単に「楽しかった」といった経験や感想にとどまることがないように、当日に講義の時間を設けることや、事前・事後の学習と連携を図ったりするなどの工夫を行う必要があります。
- ○例えば、所要時間が十分に確保できない等の支障が想定される場合には、体験学習のみを実施するのではなく講義と講演のみを実施することや、体験学習の経験を事前や事後の学習で十分にフォローするなどその場限りでの体験とならないような対応が必要となります。
- バスやUD（ユニバーサルデザイン）タクシーの乗降体験などで場所を変えて外に移動しなければならない場合には、移動時間も考慮することが必要です。
- 体験学習では、参加者全員がすべての体験を実施することが望ましく、例えば体験の際に待ち時間が無いように、必要に応じて班編成をした上で、複数の体験を並行して実施するなどの工夫が効率的な取組につながります。

◆ 事前や事後の学習との連携

バリアフリー教室を「心のバリアフリー」に関する適切な理解につなげるためには、**事前や事後の学習と連携**し理解を深めることが必要となります。**事前や事後の学習にあたっては内容に応じて適切な専門家の支援を得る**ことも考えられます。

事前学習に活用可能な参考資料（心のバリアフリー、障害の社会モデル等）	
<p>「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材（内閣官房、平成29年）</p> <p>障害者など異なる条件を持つ多様な人々とコミュニケーションをとる際に、知っておきたい知識や心の持ち方を、分かりやすく学ぶことができる入門教材です。</p> <p>『メッセージ編』、『「バリア」とはなんだろう？』の2部構成になっています。</p>	
<p>URL (https://www.kantei.go.jp/ip/singi/tokvo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html)</p>	
<p>ユニバーサルデザインの街づくりとバリアフリーの推進（国土交通省、令和3年）</p> <p>交通バリアフリー法制定から20年が経過し、これまでのバリアフリー化の成果及び「心のバリアフリー」や「当事者参加」等の今後の課題を示したバリアフリー広報啓発パンフレットです。</p>	
<p>URL (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html)</p>	
<p>こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省、令和元年）</p> <p>主に中学生を対象とした、「障害の社会モデル」を習得し、心のバリアフリーについて学習するハンドブックです。</p> <p>ハンドブックを用いた授業用として、解説や補足資料を追加した教師用解説書もあります。</p>	
<p>URL (https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000011.html)</p>	
<p>心のバリアフリーノート（文部科学省、令和元年）</p> <p>児童生徒が「心のバリアフリー」に関する理解を深めることができるように作成された資料です。</p> <p>「小学生用」と「中高生用」の2種類があり、それぞれ指導者用の解説書もあります。</p>	
<p>URL (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)</p>	

公共交通事業者の主催するイベントにおけるバリアフリー教室の開催事例

<国土交通省北陸信越運輸局>

令和元年9月に新潟交通(株)の主催、(公社)新潟県バス協会、新潟交通観光バス(株)及び万代シティ商店街振興組合の共催による、一般の来訪者を対象とした万代シティバスまつり2019にバリアフリー教室を出展しました。『高齢者疑似体験』及び『車椅子でのバス乗降体験』からなる『バリアフリー体験コーナー』を設置し、約120名が参加しました。



交通バリアフリー教室当日のタイムスケジュールの事例

<八街市地域公共交通協議会、国土交通省関東運輸局>

- 実施時期：平成30年1月
- 実施場所：八街市立小学校
- 対象者：小学4年生50名
- テーマ：「バスの乗り方・交通バリアフリー教室」として、以下の2つの内容を実施しました。
 - ①バスの乗り方教室
普段バスに乗る機会の少ない子供たちに「バスの乗り方」等を学んでもらう。
 - ②交通バリアフリー教室
車椅子体験及び視覚障害者の疑似体験を実施。
- 班編成：参加者を2つの班に分け、2つのテーマの体験を並行して実施しました。

【当日のタイムスケジュールの事例（複数のテーマを並行して実施した事例）】

時間		4年1組 25名	4年2組 25名
9:30 ↓ 9:45	15分	開 会 オリエンテーション (@体育館)	
9:45 ↓ 9:55	10分	インターバル(休憩、会場の移動等)	
9:55 ↓ 10:15	20分	バスの乗り方教室 (@駐車場)	車椅子利用体験 (@体育館)
10:15 ↓ 10:35	20分	バス乗降体験 (@駐車場)	視覚障がい疑似体験 (@体育館)
10:35 ↓ 10:55	20分	インターバル(休憩、会場の移動等)	
10:55 ↓ 11:15	20分	車椅子利用体験 (@体育館)	バスの乗り方教室 (@駐車場)
11:15 ↓ 11:35	20分	視覚障がい疑似体験 (@体育館)	バス乗降体験 (@駐車場)
11:35 ↓ 11:45	10分	インターバル(休憩、会場の移動等)	
11:45 ↓ 12:00	15分	ま と め 閉 会 (@体育館)	

事前学習と体験学習を2日間に分けて実施した事例

<国土交通省神戸運輸監理部>

国土交通省神戸運輸監理部が令和2年10月に市立中学1年生(64名)を対象に実施したバリアフリー教室では、1日目にバリアフリーについての事前学習(心のバリアフリーとは何か?どのようなところにバリアがあるのか?についての集合学習)を実施し、2日目に体験型バリアフリー教室(車椅子利用者の疑似体験・介助体験、ノンステップバスの乗降体験(疑似体験・介助体験)、視覚障害者の疑似体験・介助体験、まとめ)を実施しました。

(1日目) 事前学習



(2日目) 疑似体験



◆ 実施場所や役割分担の確認

想定する対象者や体験する内容等を踏まえ、**実施場所を検討**するとともに、会場での**ルート、人員配置**などについても詳細な検討を行います。行政や公共交通事業者の職員を対象とする場合には当該施設、小中学校の児童生徒等を対象とする場合には学校が基本となると考えられますが、連携する組織と調整しつつ、体験の内容等も踏まえ、可能な限り参加者の移動の負担が無い場所を設定することが望ましいと考えられます。

なお、**実際の駅施設、電車、バスなどの輸送施設を利用**することで、より障害当事者等の生活体験に近い体験学習の機会を提供するとともに、駅施設や車両の様々なバリアフリーへの配慮や工夫について知ってもらうことも有効です。

当日は、会場準備、座学や体験の講師及び講師の補助、タイムキーパー、撮影・記録等の対応が必要となるため、**事前に役割分担を決めておく**必要があります。

特に講師については、市町村のバリアフリーの取組に知見のある**障害当事者団体、社会福祉協議会、地域で活動するNPO法人等と連携**し、また例えば、**事業者が実施する場合には障害当事者である職員等**を講師として迎えることで、それぞれの立場からの日常生活の困りごと等について体験を交えつつ学習することができます。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- ○小学校や中学校で「バリアフリー教室」を行う場合には、体育館、学校の校庭、学校の教室等を利用することが一般的です。
- ○体験を行う場所と、座学とフィードバックを行う場所が異なる場合には、**実施場所への移動**についても考慮が必要となります。
- ○バスやタクシーの乗車体験を行う場合には、バスやタクシーを配置する場所があるかについても検討しておく必要があります。
- ○地元の障害当事者団体等の協力により、障害当事者を講師として迎えることにより、**児童や生徒と当事者との間にコミュニケーションが生まれ、「心のバリアフリー」の意識が自然に芽生えることが期待**できます。

◆ 会場等の確保

座学や体験の場とする施設については、**実施当日に立入りが可能な範囲や施設管理者の同行の必要の有無、当日の実施工程等について、事前に施設管理者と十分に調整**を行うことが必要です。特に、鉄道駅の改札口やホーム等を利用する場合には、鉄道利用者の支障とならないよう十分に注意することや、列車接近時の対応（安全確保）などさまざまな留意点があるため、鉄道事業者等と十分な調整が必要です。

また、座学を行う会場と体験を行う現場が異なる場合には、**移動手段の検討**が必要となります。車椅子使用者が参加する場合は、必要に応じて移動用の福祉車両等の手配が必要になることや、疑似体験用の車椅子の運搬等、車両が必要な場合には、事前に確保しておきます。

あわせて、**天候不順等の場合の順延の対応（連絡方法や順延スケジュールの確認）**など事務的な内容についても確認しておきます。

◆ 多様な関係主体との連携

多様な関係主体の積極的な参加を促し、事業実施後の各関係者の障害理解の取組・実践を進める観点から、障害当事者団体等のほか **関係協議会や関係機関等と連携** することが有効です。また、事業実施にあわせて **広報活動等** を行う事例もみられます。

【多様な関係主体との連携に関する実務的な対応】

☞ 関係者との調整

バリアフリー教室の開催を企画する段階では **早期に関係者間で実施目的・内容等** について調整を始めます。必要に応じて、実施の1ヶ月前から数週間前にかけて関係者が現場で具体的な実施手法等を確認し、共有することも有効です。

体験にあたり公共交通事業者の協力が必要な場合（バスやタクシーの乗車体験、鉄道駅での体験等）は関係事業者の協力を得る必要がありますが、例えば公共交通機関の利用促進につながる体験（バスの乗り方講習等）も行うことも考えられます。

☞ 専門家等の支援

効果的なバリアフリー教室を実施し、「心のバリアフリー」に関する理解に適切につなげるためには、企画段階において、**実施目的に応じた適切な専門家等の支援を得ることが必要**です。専門家の選定にあたっては、「心のバリアフリー」等に関する知識・経験はもちろんですが、地域との関係性等も考慮して選定する必要があります。また、バリアフリー教室の実施についてノウハウのある国土交通省各地方運輸局等や **「バリアフリープロモーター制度」を活用** することも有効です。

この他にも、作業療法士や理学療法士等といった多様な専門家との連携が考えられます。特に作業療法士や理学療法士は特別支援学校等や小中学校等と連携して学校教育に携わっている方もおり、作業療法士は子供たちの教育活動参加に関する提案や指導の実施、理学療法士は肢体不自由児を中心に移動に関する指導等を行うなどの役割を担っており、医療・福祉の関係からアドバイスやお話をいただくことが考えられます。

☞ 障害当事者等の参画

企画検討の早期の段階から、障害当事者等が参加することが有効な取組につながります。また、バリアフリー教室の当日は、必要に応じて、**障害者の介助者、手話通訳者等の参加・協力、筆談ボード等の参加する当事者が意見を言いやすい環境づくり** にも留意が必要です。

DVDを作成して配布するとともにWEBでの意見交換を実施した事例

<国土交通省北海道運輸局>

○開催時期：令和3年3月

○会場：北海道運輸局 旭川運輸支局 会議室

○参加者：WEB意見交換会 / 一般社団法人 稚内観光協会 1名

※DVD教材配布による事前学習 / 各地区観光協会、旅行者 21名

○協力：特定非営利活動法人旅とびあ北海道 / カムイ大雪バリアフリーツアーセンター

○実施概要：コロナウイルスの感染拡大に伴い、会場に参集し疑似体験等を行う従来の開催方法が困難なことから、**障害当事者の「宿泊施設利用実態」や、観光案内の際における「接遇マニュアル」等を収録したDVDを作成し、従来の開催エリアを広げることも視野に入れ、管内の観光協会や旅行会社に配布し、アンケート形式にて意見・質問等を収集。**

その後、希望により抽出した1カ所とWEB形式で意見交換を行うとともに、集約した全アンケートに対する回答を作成し、各参加者への共有することで、観光案内業務における「心のバリアフリー」への理解を深めた。

○参加者の感想（DVD視聴者から）

- ・実際の研修も良いが、DVDの場合は繰り返し見ることができるため教材としても役立つ。
- ・教室への移動の手間もなく、自分の都合の良いときに視聴できるのでとても良い。
- ・不便さはとても伝わってきました。もっと宣伝して多くの方々に知って頂いて助け合いの社会になってほしいです。



配布DVD内の映像①



配布DVD内の映像②



配布DVD内の映像③



コロナ禍での啓発活動・オンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」活用事例

<国土交通省近畿運輸局>

近畿運輸局ではコロナ禍における小学校等でのバリアフリー教室開催の工夫として、日本財団のオンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」を活用しています。

オンライン版「あすチャレ！ジュニアアカデミー」とは、日本財団パラリンピックサポートセンターが主催する、パラアスリートを中心とした講師によるワークショップ型授業です。オンラインでリアルタイムに障害当事者講師とコミュニケーションをとりながら、共生社会実現のために、自分には何ができるか考える内容となっています。

また、あすチャレでは、オンライン講義の方法や、「障害の社会モデル」の子どもたちにも分かりやすい表現での説明方法等の工夫がなされています。

機材一式、ポケット Wi-Fi の無料貸出しに加え ZOOM による操作方法の事前レクチャーをうけることができる他、プログラム内容を 45 分で設定するなど学校教育への取り入れやすさも考慮されています。

教室でのオンライン講義の様子



パラアスリート講師の講義



2-4 具体的な実施方法

【主な対象】

●市町村担当者 ●事業実施主体

バリアフリー教室として実施する座学、体験学習、フィードバックとしては多様な実施内容が想定されるため、参加者の特性に応じて難易度や体験内容を工夫します。



◆ 座学（説明や話を聞く）

幅広い層の参加者向けとして、各種のテーマに関する講話、疑似体験・介助体験に関する事前説明などを行います。

また、幼児には絵本の読みきかせを、小中学生には調べ学習を行うことも効果的です。

座学の内容について

● 各種のテーマに関する講話

講話については対象者に応じてさまざまなテーマが想定されるため、参加者の理解度や必要性等に応じて適切なテーマを設定することが重要です。講師については、高齢者や障害当事者、有識者等が想定されます。

また、市町村のバリアフリーの取組に関わる高齢者や障害当事者団体等の協力を得て、高齢者や障害当事者等からその方の立場から見た日頃の困りごとなどについての講話も効果的です。

※バリアフリー教室では、各種のテーマに関する講話の時間を設けることが望ましいですが、その時間が無い場合には、バリアフリー教室とは別に、事前や事後の学習と連携を図ることが必要です。

講話のテーマの例

分類	テーマの例
バリアや心のバリアフリー等に関わる基礎的なテーマ	・心のバリアフリーに関する講話 ・障害の社会モデルに関する講話 等
高齢者や各種の障害の特性等に関わるテーマ	・高齢者からの講話 ・肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、発達障害等に関する講話 等
そのほか関係するテーマ	・補助犬に関する講話 ・ベビーカー利用やベビーカーマークに関する講話 ・子ども用車椅子（バギーカー）に関する講話 等

● 疑似体験・介助体験に関する事前説明

バリアフリー教室での体験に先立ち、その目的、関係するバリアフリーに関わる内容、体験の具体的な方法や注意点等について説明します。

● 絵本の読みきかせ

小中学生を対象とする場合には、絵本に描かれた物語を通して、障害等の理解とバリアフリーについて伝える例も見られます。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 調べ学習（主に小中学生向き）
調べ学習としては、「専門図書を使った学習」、「事前に校内や学校周辺にある様々なバリアについて調査し、その状況について発表して解決策について考える学習」などが想定されます。

◆ 体験（疑似体験等）

体験には、主に以下のようなメニューがあります。

- ・車椅子使用者、視覚障害者、高齢者等の疑似体験、介助体験
- ・手話講座
- ・ふれあい教室
- ・まち歩き
- ・バリアフリーのものづくり 等

なお、体験等のメニューを検討する際には、車椅子使用者、視覚障害者の疑似体験・介助体験だけではなく、その他の例えば見えにくい障害の当事者や、高齢者、妊産婦、幼児など、社会には様々な方がいることを参加者が知り深く理解するとともに、多様な体験ができるように留意することが望ましいと考えられます。

体験（疑似体験等）の内容について

●車椅子使用者、視覚障害者、高齢者等の疑似体験、介助体験

高齢者や障害当事者等の疑似体験、介助体験を行い障害当事者等にとってどのような社会的障壁があり、どのように解決することができるか、自分自身の行動が障壁となっていることがないか等について、気付きを得ることも大きな意義の一つです。なお、疑似体験だけではなく、あわせて介助体験も行うことで、理解を深めることができます。

疑似体験、介助体験の例

分類	内容の例
車椅子使用者等の肢体不自由者の疑似体験、介助体験	・ノンステップバスを使用した車椅子の乗降体験、介助体験等
視覚障害者の疑似体験、介助体験	・白杖を使用した視覚障害者誘導用ブロックの歩行体験、介助体験等
高齢者の疑似体験、介助体験	・視覚、聴覚、運動能力を制限する特殊な器具を装着し、駅等の施設を実際に利用する体験、介助体験等

●手話講座

手話講座を行い、聴覚障害の方とのコミュニケーションについて学びます。

●ふれあい教室

高齢者、障害当事者、乳児等とのふれあいの場を設けます。

【ふれあいの場の例】

- ・保育園児交流会
- ・小中高専門学校生が就労支援施設等を利用する障害者と交流 等

● まち歩き（詳細は、第3編の『実施マニュアル（まち歩き点検等編）』を参照してください。）

高齢者、障害当事者等と一緒にまちを歩いて、バリアとバリアフリーを体験しながら理解を深め、バリアフリーのまちづくりについて考えます。

● バリアフリーのものづくり

身近に使うものを対象に、バリアフリーに配慮したものづくりを、提案から実際の製作まで行います。

多様な体験学習の事例（聞こえない体験会） <一般社団法人福岡市ろうあ協会>

○目的

「聞こえない体験会」は、生活の中で誰もが使う場所（コンビニ、銀行、病院、道路など）で、全く音が聞こえない事がどのくらい不便なのか、そして、ろうあ者が、日々どのくらい疎外感を持ちながら生活しているのかを実感できる体験です。

○内容

聞こえない体験

ろう者の体験談（手話で）

どのようなときに不便な体験をしたのか（実体験）

困ったときには、まわりの人にどのように支援して欲しいか
ブチ手話レッスン（あいさつや名前の表現）

過去の開催概要

10分	オリエンテーション ・開会あいさつ ・講師紹介 ・今日の流れ、注意事項の説明		
15分	赤グループ 「聞こえない体験」 ・耳カバーとヘッドホンを着用 ・コンビニで買い物体験 ・病院の受付体験 ・ヘッドホン返却	青グループ 「テレビ体験」 ・音声だけの映像をみます	黄グループ 「手話体験」 ・ろう講師による手話体験 ・自己紹介ができる程度の手話
	↓	↓	↓
15分	「手話体験」	「聞こえない体験」	「テレビ体験」
↓	↓	↓	↓
15分	「テレビ体験」	「手話体験」	「聞こえない体験」
↓	↓	↓	↓
20分	「全員で手話で会話してみよう」 ・手話体験で習った手話を使って、知らない人と自己紹介しあう		
15分	まとめ ・質疑応答 ・閉会あいさつ		

「大川市人権講演会」

- ◎実施回数：6回
- ◎会場：各地区コミュニティセンター
- ◎主催：大川教育委員会生涯学習課
各地区コミュニティ協議会
- ◎協力：福岡聴覚障害者団体連合会
大川手話の会
福岡手話の会
- ◎参加者：大川市民
- ◎参加人数：1回45～60名、合計304名

○体験会の様子



バリアフリー教室の円滑な実施のための実務的なポイント（安全対策等）

疑似体験や介助体験の実施にあたり、安全への適切な配慮のため、必要に応じて専門家（例えば車椅子の利用体験を実施する場合には社会福祉士など）の意見を確認しながら実施するとともに、事故等について保険の適用を確認します。

また、安全への配慮については、通行する車両等に対する安全だけでなく、熱中症や新型コロナウイルス感染症（体験人数の少人数化）等の対策についても留意が必要です。

また、まち歩き点検等の実施当日には、案内者のほかに介助員や手話通訳者を配置する事例や、筆談ボードを準備するなど参加する障害当事者等が意見を言いやすい環境づくりに努める事例があります。

なお、車椅子使用者や白杖の利用者などが参加する場合には、サポート役を用意することや、必要に応じて移動用福祉車両等を手配することも必要となります。

【感染症対策の例】

集合してバリアフリー教室を実施

- 会場の十分な換気
- 体験前後のアルコール消毒剤による手指消毒の徹底
- 参加者同士の接触を避けるため、視覚障害の疑似体験では、介助を省略して簡易な体験とする
- アイマスクなどを使う場合は、共用することを避ける
- 実施場所の人数の制限
- 最大滞在時間の制限（長時間となる場合には入替制）
- 参加者の検温 等

集合せずにバリアフリー教室を実施

- WEBでの意見交換
- 動画の視聴 等

◆ まとめ（フィードバック）

まとめ（フィードバック）には、主に以下のようなメニューがあります。
詳しくは、「2-5 フィードバック」をご覧ください。

- 1) 参加者へのアンケート調査の実施
- 2) 体験後の説明や講話
- 3) 参加者のグループでの意見交換、発表 等

フィードバックの実施

●参加者へのアンケート調査の実施

- ・体験後に、バリアフリー教室で気づいたことなどについて聞くアンケート調査を行うことで、参加者が体験して得た気づきを、自分で整理して深めることが期待できます。

●体験後の説明や講話

- ・体験後に、必要に応じて体験に関わる説明や講話を行うことで、体験についてさらに理解を深めることが期待できます。

●参加者のグループでの意見交換、発表

- ・体験後に、グループでの意見交換、発表、当事者との意見交換等を行うことで、他者の気づきも参考にしつつ、自分の気づきを深めることが期待できます。

観光地におけるバリアフリー教室の開催事例 <国土交通省北海道運輸局>

国土交通省北海道運輸局では、平成31年3月に、小樽観光協会加盟の観光関係者、ボランティア観光ガイド関係者等を対象にバリアフリー教室を実施しました。

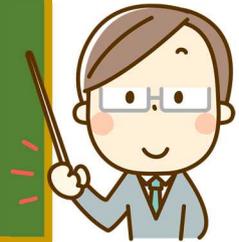
障害の有無や年齢、国籍に関わらず、多くの方がまた小樽を訪れたいようになるよう、対応の基礎知識を学んでいただくために、車椅子及び視覚障害者の疑似・介助体験を行った後、手話をはじめとした聴覚障害者とのコミュニケーションについて、ロールプレイを実施しました。



2-5 フィードバック

【主な対象】
●市町村担当者

座学、体験により確認した気づきについて、ワークショップやアンケート等により参加者がどのような気づきを得たかを確認するとともに、参加者等の相互理解を深めます。障害の内容等によっても感じるバリアは異なるため、さまざまな視点から振り返りを実施します。



ここがポイント

 フィードバックにおいては、参加者が意見を言いやすい雰囲気づくりをするとともに、多様な意見について議論し相互理解を深める観点から、可能な限り意見に偏りが生じないように、各参加者に均等に意見を求める配慮や、各参加者が意見を共有できる場が必要です。

 気づきについて、良い点、悪い点、考えられる改善策等について、ワークショップやアンケート調査等により整理します。

障がい者
バリアフリー教室 (XX小学校) アンケート

今日のバリアフリー教室を受けての感想を教えてください。

問1 今日の授業でお話しした内容は分かりやすかったですか？
1. わかりやすかった 2. 否 3. むずかしかった
「3. むずかしかった」をえらんだお友達に質問です。
どんなところがむずかしかったかな？

問2 今日の授業を受けて、すぐに「やってみよう！」と思ったものはありますか？
※2つ以上○をつけてもいいよ！
1. 誰かいる人の気持ちになって考えたい。
2. こまっている人を見かけた時には「お手伝いしましょうか？」と声をかけた。
3. 今日学んだお手伝いの方法を家族やお友達に伝えたい。
4. その他 (自由に書いてね)

問3 バリアフリー教室全体の感想を自由に書いてね！



アンケート調査票の例

バリアフリー教室におけるフィードバックの実施事例 <国土交通省関東運輸局>

○オリエンテーション
・参加者への実施内容説明
・車椅子・白杖等機器の使用方法、介助の基本動作説明

○疑似体験／介助体験 [鉄道駅]
・車椅子利用体験／介助体験
・視覚障害者疑似体験／介助体験
・高齢者疑似体験／介助体験

○鉄道事業者による駅のバリアフリーに関する取組紹介

○グループディスカッション

○まとめ、講評

○オリエンテーション

○疑似体験／介助体験
・高齢者疑似体験／介助体験
・車椅子利用体験／介助体験

○グループ発表
(体験してわかったこと、難しかったこと、良かったこと)

○質疑応答

○まとめ

○アンケート配布

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- フィードバックの内容を整理したうえで、別の機会に報告会等として、参加者やその他の一般の方に共有することも有効です。
- 例えば、小中学生を対象としたバリアフリー教室を実施した場合には、バリアフリー教室の開催後に学校の懇談会や学校だより等を通じて、子供達の疑似体験実施後の感想や配布されたパンフレット等を対象者の父兄へ共有する等により、対象者のみならず、それぞれの家庭、さらには市民レベルにおける障害の社会モデルや心のバリアフリーに関する正しい理解の促進にも資することとなり、より大きな事業効果の発現が期待されます。
- 体験学習の所要時間が長くなることも想定し、参加者の特性も考慮しつつ当日のスケジュールの検討が必要です。

実施マニュアル（まち歩き点検等編）について

第3章 実施マニュアル（まち歩き点検等編）

3-1 まち歩き点検等の意義と目的

【主な対象】

●市町村担当者

まち歩き点検は、地域住民や施設管理者と障害当事者等が一体となり、障害の有無に関わらず、参加者全員がバリアフリーについて考え理解を深める参加型のイベントです。



ここがポイント

-  障害当事者と同じ目線で、現地において実際に社会の側にあるバリアを体験し、障害当事者が日常生活を営む上でのまちの具体的な問題・課題を点検・共有するとともに、課題解決のための実践方法を考える「心のバリアフリー」を推進するためにまち歩き点検等を実施します。
-  多様な関係者（地域住民、多様な障害当事者、施設管理者等）でグループを構成することで、それぞれの立場から見た困りごとを発見し、社会的障壁を取り除くために参加者それぞれがどこでどのような取組ができるのかといったハード・ソフトの解決策を障害当事者とともに考えることが重要です。

◆ まち歩き点検等の実施について

これまででもまちのバリアフリーに関する課題設定や情報収集・提供のためにまち歩き点検等が実施されてきましたが、**まち歩き点検等の取組は、障害当事者とともに課題解決のための実践方法を考える「心のバリアフリー」の推進を目的として実施することも有効**です。また、令和2年のバリアフリー法改正により新たに位置づけられた「教育啓発特定事業」としてこのような取組を実施することにより、**関係する施設管理者や学校等と連携しつつ、計画的にまち歩き点検等を実施**することができます。

※本マニュアルでは、まち歩き点検について、フィードバック等のアウトプットまでの流れを含めた取組全体の考え方を示しているため、原則としてまち歩き点検「等」と記載します。

◆ 本マニュアルについて

本マニュアルは、まち歩き点検等の実施に関し、企画、実施、フィードバックの各段階における進め方・留意点を事例とともに整理し、**標準的な実施手法等を示すもの**です。

本マニュアルの実施手法を参照しつつ、ハード面におけるバリアフリーの進捗状況や地域の実状（障害当事者のニーズ等）に応じて、**創意工夫を凝らした多様な取組**が実施されることが期待されます。

なお、まち歩き点検等により得られたフィードバックを、バリアフリー情報の提供につなげる方法については、「みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル」（令和2年3月、国土交通省）を参照して下さい。また、バリアフリー情報の提供は、移動等円滑化促進方針やバリアフリー基本構想における課題設定の具体化、スパイラルアップにおける参考資料等として活用することも有効です。

3-2 まち歩き点検等の進め方

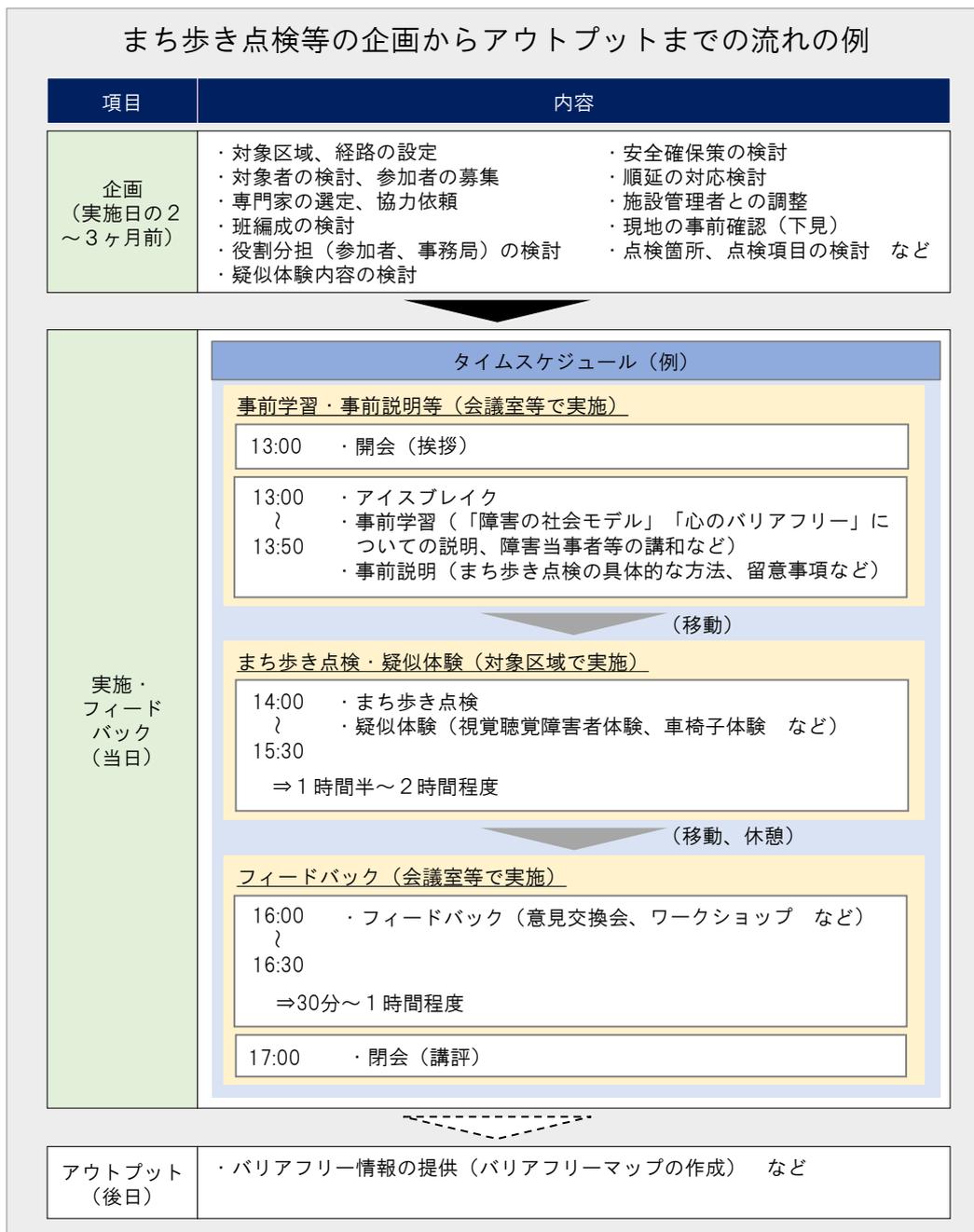
【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

◆ まち歩き点検等の実施手順の全体像

まち歩き点検等は、**企画、実施、フィードバック**の流れで進めることが一般的です。企画の検討は、関係事業者等との調整や現地の事前確認を実施することを想定し、**実施日の2～3ヶ月前**に始めることが望ましいと考えられます。まち歩き点検等の実施当日は、**まち歩き点検を1時間半～2時間程度行い、フィードバックを30分～1時間程度行う**などの流れが一般的です。

なお、まち歩き点検等を学校連携教育事業として実施する場合の留意点は「3-6 多様なまち歩き点検等の取組 ◆ 学校教育と連携したまち歩き点検等の実施」を参照してください。



◆ 効果的なまち歩き点検等の実施

まち歩き点検等は、事前学習やフィードバックも含めた理解増進を図ることが目的ですので、例えば「バリアフリー教室」（詳細は第2章参照）や「心のバリアフリー研修」（詳細は第4章参照）等のすでに実施されている教育啓発活動や学校と連携して行うことが有効です。

また、まち歩き点検等は、ハード面のバリアフリーの課題を確認するだけでなく、地域で「障害の社会モデル」の考え方を理解し、「心のバリアフリー」についての意識を醸成するための取組でもあります。そのため、例えば点検対象とする施設・設備や参加者を変更しながら、定期的（年1回程度等）に実施するといった継続的な取組とすることが望まれます。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

○特に、小中学校の児童生徒を対象としてまち歩き点検等を実施する場合には、一般的なまち歩き点検等を実施する場合とは異なり、児童生徒の安全への対応や授業スケジュール等の企画にあたり、よりきめ細やかな調整が必要となることに注意が必要です。特にまち歩きのためには、授業時間を連続して複数コマ確保するため、他授業との調整が必要になります。

○企画段階においては、学校の教員等の負担にも配慮しつつ、事前に教員等から、障害をかかえる児童生徒の有無や児童生徒の特徴、安全確保等における心配ごと等を丁寧にヒアリングしながら調整することが必要となります。

○また、小中学校において、授業でまち歩き点検を行う場合、例えば「総合的な学習の時間」と関連を図って実施することも想定されますが、その際には探究的な学習の過程に適切に位置付けることが必要です。企画にあたっては、各教科等の特質に応じて、教育課程上の位置づけや児童生徒の発達の段階を考慮するとともに、「心のバリアフリー」の理解度を丁寧に確認しつつ、理解度等に応じて実施内容を工夫する必要があります。

○児童生徒がまち歩きで得た気づきを話し合い、取りまとめて発表し、まちの課題に対して児童生徒自身ができることを考える機会を設けましょう。取りまとめるためには、児童生徒同士の発表や質疑を含めて1～2時間程度必要になります。

また、児童生徒がまち歩きで得た気づきを、バリアフリーマップとして紙やデジタルでまとめ、発信を行うことで、児童生徒に対して社会とつながる機会を作ることができると共に、まち歩きへの積極的な参加を促すことができます。

3-3 企画におけるポイントと留意事項

【主な対象】

●市町村担当者 ●事業実施主体

まち歩き点検等の実施手法を検討する段階では、主に点検等を実施する対象施設（区域）・経路や点検項目、参加者、事前学習やフィードバックの内容等について検討する必要があります。



ここがポイント

- 👉 対象施設（区域）・経路は基本構想の生活関連施設・生活関連経路を基本に設定し、当該施設・経路に応じて必要な点検項目を検討します。また、実施にあたってはさまざまな障害当事者を含む多様な関係主体と連携し、事業を実施することが有効です。
- 👉 障害や心のバリアフリーに関する正しい理解のため、事前学習やフィードバックの実施にあたっては、適切な専門家等の支援を得ることが考えられます。

◆ 対象施設・経路の設定

まち歩き点検等の対象施設・経路は、**基本構想の重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路等が基本**となります。このほか、必要に応じて、重点整備地区外の高齢者・障害者等が日常的に利用する施設等を含めることや、生活関連施設の職員や重点整備地区の住民以外の者が利用する経路等を含めることも考えられます。（「重点整備地区」「生活関連施設」「生活関連経路」については『移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン』6-3、6-4を参照してください。）

対象経路については、当日の参加者を必要に応じて複数の班に分け、**班ごとに概ね1km程度（または半径300m程度）以内を目安として設定**します。対象経路がこれ以上の距離となる場合には、参加者の歩行能力等に個別に配慮し、すべての対象経路の点検に参加することが困難な参加者については対象経路の一部の参加にとどめることや、定期的に休憩をとることなどの柔軟な対応を検討します。

○ 調査エリア

- 最寄駅から目的地までとする
- 調査エリアを検証するために、まち歩き点検実施前に下調査を行う
- 自治体と調整の上、班数分の調査ルートを作成する
- 道路は段差・傾斜・信号に配慮し、車いす利用者でも無理なく通れる道を選択する
- 公共施設内のトイレやエレベーター等も調査できるとよい
- 1.5Hで調査できる範囲は半径300mぐらい



対象区域と経路の設定例

◆ 点検項目の設定

対象施設・経路において、**まち歩きにより点検すべき箇所及び内容**を設定します。点検項目の設定にあたっては、事前に現地確認を行い、あらかじめ調査すべきポイントを把握します。

複数の班により実施する場合は、**原則として対象経路の距離や点検項目等が班ごとに偏らないように設定**することが望ましいですが、必要に応じて、班ごとに対象経路の距離や点検項目等に違いを設けることも考えられます。

区分	調査箇所	点検項目
歩道等	歩道	・歩道 ・幅員 ・傾斜 ・段差 ・舗装（ひび割れなど） ・路面の凹凸状況 ・グレーチングの隙間間隔 ・誘導ブロック ・交差点における警告ブロック ・障害物 ・屋根 ・動く歩道 など
	階段	・手すり ・スロープ ・エレベーター、エスカレーター など
	交通安全施設	・横断歩道 ・エスコートゾーン ・音響式・押しボタン式信号機 ・青信号時間の長さ ・踏切 ・地下通路 ・歩道橋 など
施設	出入口	・段差 ・スロープ ・自動扉 など
	通路等	・通路の広さ ・視覚障害者誘導用ブロック ・案内表示 ・音声案内 ・点字表記 ・階段路面端部の色彩 ・手すり ・エレベーター など
	トイレ	・案内表示のわかりやすさ ・車椅子使用者対応トイレ ・オストメイト対応設備 ・多様な障害当事者に 対応した設備の有無 ・乳幼児対応設備 など
	エレベーター	・エレベーター ・車椅子使用者対応（操作盤の高さ、広さ） ・視覚障害者対応（点字・音声案内）など
	エスカレーター	・エスカレーター など
	駐車場	・車椅子使用者用駐車施設等 など
	その他	・自動販売機における低位置補助ボタン ・AED など

◆ 参加者の決定

まち歩き点検等は、**市町村等の担当部局、施設管理者の担当者等のほかに、地域住民**（参加者を広く公募している例もあります）**や、高齢者・障害者等の当事者の参画を得ることが必要**です。特に高齢者・障害者等については、「対象施設・経路にどのようなバリアがあるのか」という具体的な状況に応じて、障害の主な特性と必要な情報を確認する観点から、車椅子使用者、視覚・聴覚障害者、内部障害者、知的障害者（親の会等の支援者を含む。）、妊産婦及び乳幼児連れ、高齢者等、**多様な方々の参画**が望まれます。

なお、参加者を決定するにあたり、理解を深め共感を得る観点から、**地元の障害当事者等の積極的な参加を呼び掛ける**ことも有効です。

◆ 多様な関係主体との連携

多様な関係主体の積極的な参加を促し、事業実施後の各関係者の障害理解の取組・実践を進める観点から、右のような**関係協議会や関係団体等と連携**することが有効です。また、事業実施にあわせて**広報活動等**を行う事例もみられます。

【多様な関係主体との連携の例】

- ☞ 学校・教育委員会（学校連携教育事業の場合）
- ☞ 関係協議会（関係施策の検討主体）
バリアフリー法に基づく協議会や構成員である各関係者のほか、福祉のまちづくり協議会、社会福祉協議会、地域公共交通活性化協議会等と連携し、市町村がまち歩き点検等を実施する例があります。
- ☞ 関係団体
障害当事者団体のほかに、子育て支援団体、老人クラブ、地域のボランティア団体、市民団体、自治会、民生委員等と連携し、市町村がまち歩き点検等を実施する例があります。
- ☞ 行政内部の関係部局
市町村が事業実施主体となる場合には、福祉関係部局や都市計画部局に限らず、交通政策部局や公共施設管理部局、市町村の特性や実施目的等に応じて、教育部局や観光部局など、さまざまな部局が参加する例があります。
- ☞ その他
地域の福祉サービス事業者、公共交通事業者等の特定事業を実施する事業者等に参加や協力の要請を行うことも考えられます。

◆ 事前学習やフィードバックを支援する専門家等

まち歩き点検等を「心のバリアフリー」に関する理解に適切につなげるためには、事前学習における講師やフィードバックにおけるファシリテーターとしての関与をはじめ、企画段階における対象施設・経路の設定等において必要な助言を得るなど、**実施目的に応じた適切な専門家等の支援を得ることが必要**です。専門家の選定にあたっては、「心のバリアフリー」等に関する知識・経験はもちろんですが、地域との関係性等も考慮して選定する必要があります。

【まち歩き点検等の専門家等の例】

- ☞ 多様な障害当事者 ☞ 学識経験者
- ☞ 社会福祉士
車椅子の使用方法などを、社会福祉士にレクチャーしてもらう例があります。
- ☞ 民間のコンサルタント企業等（委託）
まち歩き点検等の企画・運営や、事前学習における「心のバリアフリー」の説明、フィードバックの司会進行などを、民間のコンサルタント企業等に委託する例があります。
- ☞ この他、障害のある状態等の体験会を実施している社団法人や、障害者の生活上の支援に関する研修会を実施している社会福祉法人に参加いただくことも考えられます。

事前学習に活用可能な参考資料（心のバリアフリー、障害の社会モデル等）	
<p>「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材（内閣官房、平成29年）</p> <p>障害者など異なる条件を持つ多様な人々とコミュニケーションをとる際に、知っておきたい知識や心の持ち方を、分かりやすく学ぶことができる入門教材です。 『メッセージ編』、『「バリア」とはなんだろう?』の2部構成になっています。</p>	
<p>ユニバーサルデザインの街づくりとバリアフリーの推進（国土交通省、令和3年）</p> <p>交通バリアフリー法制定から20年が経過し、これまでのバリアフリー化の成果及び「心のバリアフリー」や「当事者参加」等の今後の課題を示したバリアフリー広報啓発パンフレットです。</p>	
<p>こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省、令和元年）</p> <p>主に中学生を対象とした、「障害の社会モデル」を習得し、心のバリアフリーについて学習するハンドブックです。 ハンドブックを用いた授業用として、解説や補足資料を追加した教師用解説書もあります。</p>	
<p>心のバリアフリーノート（文部科学省、令和元年）</p> <p>児童生徒が「心のバリアフリー」に関する理解を深めることができるように作成された資料です。 「小学生用」と「中高生用」の2種類があり、それぞれ指導者用の解説書もあります。</p>	

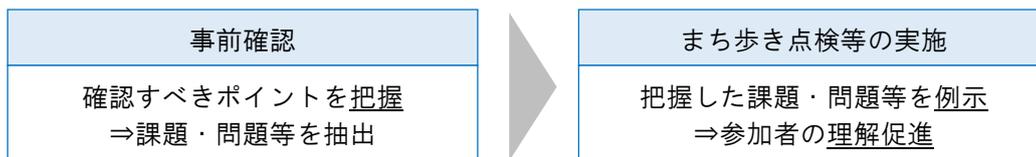
URL (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm)

その他の実務的な留意事項

そのほか企画段階において、実務的には以下のような留意事項があります。

●事前確認

まち歩き点検等の実施前に、効率的な実施や安全確認を目的として、原則として対象施設・経路の事前確認等を実施する必要があります。所要時間等の進め方の確認とともに、実施当日にどのようなポイントを確認すべきかを抽出し、事前学習や実施当日に事前確認で把握した課題・問題等を例示できると効果的です。



●天候不順等の場合の順延の対応（連絡方法や順延スケジュールの確認）

●班編成

まち歩き点検等の班編成は、安全確保の観点から10名程度以内の構成を基本とし、障害当事者、行政職員等をバランス良く編成する必要があります。また、緊急時に現場での対応・連絡調整が可能な実施主体の参加者を、少なくとも1名は配置します。（参加者が児童生徒等の場合の例については、50ページの「学校教育と連携したまち歩き点検等の実施」を参照してください。）

●役割分担

【当日の役割分担の例】

☞参加者の役割分担

- ・リーダー ⇒ 輪番の場合のローテーションの指示等を行います。また、決められた時間内にまち歩き点検ができるよう、時間を考慮しながら、班の誘導を行います。
- ・計測 ⇒ 確認されたバリア等の実寸・勾配等の測定を行います。
- ・撮影 ⇒ 点検箇所や調査風景等を撮影します。
- ・記録 ⇒ 参加者のコメント等を記録し、フィードバックに活用します。

☞実施主体の役割分担

- ・情報提供 ⇒ 事前確認で確認した課題・問題等の例示や、見落とし箇所の補足等を行います。
- ・誘導 ⇒ 対象経路の案内・誘導等を行います。
- ・サポート ⇒ 安全への配慮や、必要に応じて障害当事者のサポート等を行います。

●施設管理者との調整

施設・設備への立入りが必要な場合には、実施当日に立入りが可能な範囲や施設管理者の同行の必要の有無等について、事前に施設管理者と十分に調整することが必要です。

特に、鉄道駅の改札口やホーム等をまち歩き点検等の対象とする場合には、鉄道利用者の支障とならないよう十分に注意することや、列車接近時の対応（安全確保）などさまざまな留意点があるため、鉄道事業者等と十分な調整が必要となります。

3-4 具体的な実施方法

【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

まち歩き点検等は、事前学習及び事前説明、まち歩き点検の実施、実施結果のフィードバックの流れで実施します。



ここがポイント

- 👉事前学習を実施しない例もみられますが、障害や「心のバリアフリー」についての適切な理解に基づくまち歩き点検等の実施が必要となることから、参加者に事前に十分な理解がある場合を除き、原則として事前学習を実施する必要があります。
- 👉まち歩き点検の実施にあたっては、事前学習による理解を前提として、疑似体験等を実施することが、より理解の増進につながります。

◆事前学習

事前学習は、「心のバリアフリー」等についての理解を深めることを目的として、**まち歩き点検等の実施にあたって気付きを得るためのきっかけづくりや、障害当事者等による実体験の紹介等を、座学形式で実施**することが一般的です。事前学習にあたっては、参加者の理解度等に応じて学習内容を検討することが必要です。

また、必要に応じて、まち歩き点検等の実施のみでは理解しにくいような**見えにくい障害**（知的障害、精神障害、内部障害等）についても学習し、**障害の内容ごとに外出時や日常生活上の困難が異なることを理解してもらうこと**も考えられます。

事前学習のポイント

●きっかけづくりのポイント

事前学習では、社会福祉協議会や学識経験者の協力を得ることが効果的です。例えば、事前学習を通して、障害は人ではなく、環境にあるという「障害の社会モデル」の考え方を学ぶことが考えられます。

また、困りごとは人それぞれ異なるため、コミュニケーションが大切であることを理解してもらうことも重要です。

●実体験の紹介のポイント

実体験の紹介にあたっては、地域の課題を共有する観点から、可能な場合にはその地域の障害当事者等に講和等を依頼するのが望ましいと考えられます。

実体験の紹介を通じて、以下のようなポイントを理解してもらうことが重要です。

- ✓障害のある方が日常生活で困っていること、また必要としていることは何か
- ✓道路、建物、駅などにおいて物理的に生じるバリアは何か
- ✓生活や移動に欠かせない情報が提供されていないことで生じるバリアは何か
- ✓社会の側の環境整備や支援によりどのような行動が可能となるか
- ✓障害のある方に対する差別、偏見、理解不足による誤解により生じるバリアは何か

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 事前学習においては、難しい内容を避け、イラストや写真などを用いて分かりやすい内容とするとともに、車椅子の乗り方など基本的な事項も含めたカリキュラムとするように工夫します。また、障害当事者を講師として、児童生徒と障害のある方との対話を行うことや身近な障害について児童生徒に考えてもらう機会を設けることが有効です。
- まち歩き点検の実施にあたっては、目的場所までの移動等に時間を要することを考慮しつつ、連続して1時間半以上の時間を確保することが必要となります。また、学校の授業において実施する場合、時間の延長等が困難な場合がほとんどであり、参加児童生徒が予定していたまち歩き点検の内容を必ず時間内に終わらせるように、スケジュールに余裕を持たせる、まち歩き点検の対象経路を完了可能な範囲に限定するなどの柔軟な対応が必要となります。

◆ 事前説明

事前説明では、まち歩き点検の具体的な実施内容、対象施設・経路、スケジュール、役割分担等について説明します。事前説明にあたっては、あらかじめ対象施設・経路の事前確認で得た情報や障害当事者等から寄せられている具体的な意見等を紹介し、まち歩き点検の実施によるさまざまな気づきを促すような説明を行う工夫が必要です。

また、お互いの声かけなど、まち歩き点検等の現場における安全確保のための注意事項について説明します。

◆ まち歩き点検の実施

まち歩き点検により対象施設・経路のバリアとバリアフリーの状況を確認します。

まち歩き点検においても、必要に応じて疑似体験や介助体験を組み合わせることにより、まちのバリアやバリアフリーについてより理解を深めることができます。

【疑似体験の例】

- ・視覚障害者の体験 ⇒ アイマスクの着用や白杖の使用による歩行等の疑似体験や視覚障害者を誘導する介助体験を実施します。
- ・聴覚障害者の体験 ⇒ 耳栓やヘッドホンを装着した歩行等の疑似体験や聴覚障害者を誘導する介助体験を実施します。
- ・車椅子の利用体験 ⇒ 車椅子を利用し移動等を行う疑似体験や車椅子を押す等の介助体験を実施します。

まち歩き点検等の円滑な実施のための実務的なポイント（安全対策等）

特に疑似体験を組み合わせる場合には、安全への適切な配慮のため、必要に応じて専門家（例えば車椅子の利用体験を実施する場合には社会福祉士など）の意見を確認しながら実施するとともに、事故等について保険の適用を確認します。

また、安全への配慮については、通行する車両等に対する安全だけでなく、熱中症や新型コロナウイルス感染症（体験人数の少人数化）等の対策についても留意が必要です。

また、まち歩き点検等の実施当日には、案内者のほかに介助員や手話通訳者を配置する事例や、筆談ボードを準備するなど参加する障害当事者等が意見を言いやすい環境づくりに努める事例があります。

なお、車椅子使用者や白杖の利用者などが参加する場合には、サポート役を用意することや、必要に応じて移動用福祉車両等を手配することも必要となります。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 小中学校の児童生徒を対象に実施する場合には、特に安全への配慮が重要となります。班編成は少人数（可能な限り5～6名以内につき大人を配置）とし、体調不良等にも迅速に対応できるよう、教員等と連携して各班の実施状況を丁寧に見守ります。PTAと協力して付き添いの大人を確保する事例も見られます。
- まち歩き中に気づいたポイントを、学校で児童生徒に支給されているタブレット等を用いて撮影しておく、まち歩き後のフィードバックやまとめの際に活用することができます。

◆ 実施結果のフィードバック

まち歩き点検の実施結果についてはワークショップ等で気づきを共有し合う参加者へのフィードバックの機会を設ける必要があります。ワークショップでは、例えば大きな白地図等に参加者等が調査結果や意見を書き込み、撮影した写真を貼り付け、班ごとの気づきの発表や意見交換などを行う取組が一般的に実施されています。

まち歩き点検等の成果としては、以上のように参加者が確認したバリアの状況を共有して解決策を考えることだけでなく、「心のバリアフリー」の視点から、共生社会において必要な対応等について、参加者が日常的にできることや、自分自身の行動が障壁となっていることがないか等について気づきを得ることも大きな意義の一つです。

デジタルを活用したバリアフリー情報の共有（歩行空間ネットワークデータ）

まち歩き点検で点検した情報を、白地図ではなく、タブレットやスマートフォンのアプリ等を使って、情報を地図上にまとめる方法も有効です。

タブレットやスマートフォンのアプリ等で、点検したバリアフリー情報を記録することで、収集した情報を自治体のGISシステムに取り込んで公開する等、活用の幅を広げることができます。

また、紙の場合と異なり、工事などで状況が変わった場合でも、変更があった場所の情報を修正するだけで済むため、情報のアップデートも容易に行うことができます。

国土交通省では、歩道や施設のバリアフリー情報を収集するために、歩行空間ネットワークデータ整備ツールを公開しています。このツールを使って、まち歩き点検で点検したバリアフリー情報を入力してみましょう。

● 歩行空間ネットワークデータ整備ツール

歩行空間ネットワークデータ整備ツールとは、国土地理院の地図を背景に、歩行空間ネットワークデータ（歩道等のデータ）及び施設データの作成ができるWebアプリです。

当整備ツールを使用することで、歩行経路上にあるバリアの情報や施設のバリアフリー対応状況等を地図上に直接入力することができ、手軽に歩行空間上のバリアフリー情報を整備することができます。

歩行空間ネットワークデータ整備ツールで歩道等の情報を入力するときは、地図上で入力したい歩道等のある場所・区間にリンクと呼ばれる線を引き、段差の有無や幅員の広さ等の情報を入力していきます。まち歩き点検の中で情報を入力する場合は、事前確認（下見）の際に調査予定の経路のリンクを引いておくと、まち歩き点検当日の調査がしやすくなります。

詳しい内容は、国土交通省で施策紹介をしている下記URLからサイトをご覧ください。整備ツールの利用方法や利用時に必要な申請手続きを掲載しております。

※整備ツールは無償で提供しております。

サイト名：歩行空間ネットワークデータ整備ツールを利用する

URL⇒ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000008.html



歩行空間ネットワークデータ整備ツールの画面例

3-5 フィードバック

【主な対象】

- 市町村担当者 ●事業実施主体
- 施設管理者・学校等の連携主体

まち歩き点検により確認したバリアとバリアフリーについて、ワークショップ等により参加者がどのような気づきを得たかを確認するとともに、ハードだけでなくソフトでの解決策等を議論し、参加者等の相互理解を深めます。障害の特性等によっても感じるバリアは異なるため、さまざまな視点から振り返りを実施します。



ここがポイント

 フィードバックにおいては、参加者が意見を言いやすい雰囲気づくりをするとともに、多様な意見について議論し相互理解を深める観点から、可能な限り意見に偏りが生じないように、各参加者に均等に意見を求める配慮が必要です。

◆ フィードバックの観点

参加者の理解を深めるためのワークショップ等を開催し、まち歩き点検の実施結果をフィードバックするにあたり、まち歩き点検により確認したバリアとバリアフリーについて、ほかの施設でも同様の対応が必要となる項目等も含めて意見を整理します。

このほか、例えば、市町村等が事後にアンケート等で意見を募り、今後の施策のための基礎資料とすることや、フィードバックとして複数回のワークショップを開催することで、参加者のより深い気づきを得る取組も行われています。さらに、フィードバックの内容を整理した上で、報告会等として参加者を含む地域住民へ今後のまちのバリアフリーのあり方を共有する取組もみられます。

また、まち歩き点検とそのフィードバックを継続的に実施することにより、まち歩き点検等で得られたフィードバックがまちのバリアフリーに適切につながっているかを再検証し、地域住民等の当事者目線でバリアフリーのまちづくりにつなげていくことも効果的です。

【ワークショップにおけるフィードバックの観点的例】

- ①支障となっている点はどこか（ネガティブな意見に偏らないよう配慮が必要です。）
- ②良い点はどこか
- ③考えられる解決策は何か（参加者自らが日常的にできる解決策も含めて課題を共有します。）

【アンケート項目の例】

- ・障害当事者の講和を聞いた感想
- ・まち歩き点検に参加して気づいたこと・考えたこと
- ・疑似体験の感想
- ・今回の点検で、特に印象に残っている箇所
- ・今回の点検箇所以外で、まち歩き点検が必要だと思う箇所
- ・まち歩き点検に参加したことによる障害・共生社会への理解・関心の変化
- ・「心のバリアフリー」を普及させるために取り組んでみたいこと など

※まち歩き点検の目的や内容に応じて、適宜調整等が必要です。

意見交換会（ワークショップ）の実施事例 <奈良県香芝市>

香芝市では、バリアフリー事業の実績評価の時期に合わせ、重点整備地区内にある鉄道駅及び主要な経路について、平成 31 年 2 月に「現地地点検調査（タウンウォッチング）及び意見交換会（ワークショップ）」が開催されました。

意見交換会（ワークショップ）では、現地地点検結果について整理し、2 ルート 2 グループずつに分かれて発表が行われました。

様々な立場の方からの意見があり、意見交換会（ワークショップ）によって、それぞれの施設が有するバリアフリー上の課題や、利用者の立場に立った整備の必要性などが明確になりました。

（5 2 ページの「◆

基本構想のスパイラルアップ等の既存施策の展開につなげる取組」の事例も参照してください。）



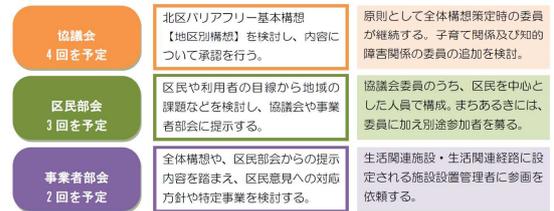
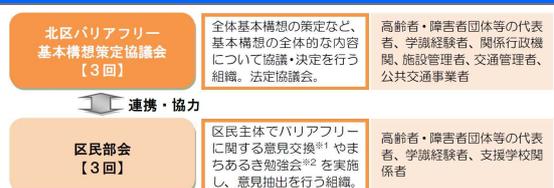
部会の設置により関係者間の対話を促進する取組事例 <東京都北区>

東京都北区では、平成 27 年度に区のバリアフリーの基本方針や考え方を定めた「北区バリアフリー基本構想【全体構想】」が策定され、平成 28 年度から平成 30 年度には、各地区における重点整備地区や生活関連経路等の設定及び実施する事業内容を定めた「北区バリアフリー基本構想【地区別構想】」が策定されました。

全体構想の策定時には、法定協議会に加え、区民主体でバリアフリーに関する意見交換やまち歩き勉強会を実施し、意見抽出を行う「区民部会」が設置され、相互に連携・協力する体制が構築されました。

また、地区別構想の策定時には、区民意見への対応方針や特定事業を検討する「事業者部会」が設置され、「区民部会」と「事業者部会」の合同意見交換会なども実施されました。

行政、地域住民、事業者など関係者間の対話を促進することで、地域住民の意見をバリアフリーのまちづくりに適切につなげるとともに、事業者への当事者意識の醸成にも効果が期待できます。



地区別構想策定時の検討体制

◆効果的なフィードバックの手法

フィードバックのポイントは、**参加者一人一人に「心のバリアフリー」についての当事者意識を醸成すること**です。

具体的には、どこで、どのような高齢者、障害者等に、どのような困りごとが生じるか等についての気づきを参加者間で共有し、施設管理者や市町村によるハードの解決策（対策に時間を要するもの）だけでなく、参加者自らによるソフトの解決策として、どのようなものがあるのかを議論します。議論を通じて、参加者が社会の側にあるバリアを理解し、**市民が主体的に活動・参画するにはどのようなきっかけがあるのかを考えるとともに、バリアフリーが障害当事者等だけでなく、誰もが生活しやすいユニバーサルデザインのまちづくりにつながる**ことについての理解を促すことが有効です。

また、まち歩き点検等の実施だけでなく、事前学習をもとに**見えにくい障害**に対する理解を深めることも重要です。

学校連携教育事業として実施する場合のポイント

- 小中学校を対象として実施する場合、参加する児童生徒がバリアフリーを実感し理解を深めることが主な目的となるため、フィードバックにおいては実施者が答えを誘導しないよう、なるべく参加する児童生徒が自ら気が付くのを促すような声かけに配慮します。また、フィードバックにおいては、児童生徒自身が今日からできることを話し合うことも有効です。
- 児童生徒が学習した内容について、バリアフリーマップ等の形式にまとめ、学校や市役所、公共施設など地域の住民にも見える場所での展示や、授業参観での発表など、地域住民や学校の外部に向けて発信することで、児童生徒の学習意欲や達成感を高める効果が期待できます。

◆ フィードバックの施策への反映

実施結果のフィードバックは、ワークショップ等により課題と解決策を議論し、参加者の心のバリアフリーについての理解を深める取組が一般的ですが、さらにまち歩き点検等の実施結果を踏まえて、市町村が主体となって、マスタープランで設定した**移動等円滑化促進地区における課題設定の具体化**、基本構想のスパイラルアップにおける**ハードのバリアフリー化**、バリアフリーについての**情報提供(バリアフリーマップの作成等)**等の施策につなげる取組もあります。(バリアフリーマップの作成については『みんなでつくるバリアフリーマップ作成マニュアル』を参照してください。)

バリアフリーマップの作成事例 <秋田県大館市>

大館市では、令和2年10月に「バリアフリーまち歩き点検及びマップの作成」が実施されました。まち歩き点検後に、振り返りとしてワークショップを実施し、その結果を踏まえて市のバリアフリーマップ(デジタル化)が作成されました。

3-6 多様なまち歩き点検等の取組

◆ 学校教育と連携したまち歩き点検等の実施

学校連携教育事業として、将来の福祉のまちづくりの担い手となる児童・生徒・学生について「心のバリアフリー」についての理解を育み、さまざまな障害当事者等の多様性について理解を図ることを目的として、学校教育と連携したまち歩き点検等を実施します。



ここがポイント

- 👉 企画、まち歩き点検の実施、フィードバックの各段階において、「心のバリアフリー」に関する教育カリキュラムと整合を図る必要があるほか、事前学習における説明方法等の工夫、タイムスケジュールや安全への配慮等について検討が必要になります。
- 👉 小学生を対象とする場合は、児童の発達状況を踏まえ、中学年以上を対象とすることが望ましいと考えられます。

児童を対象としたまち歩き点検等の実施事例 <福岡県田川市>

田川市では、令和2年10月に市内の2つの小学校において、4年生を対象に「バリアフリーマップ作成イベント」が開催されました。

イベントでは、社会福祉協議会の協力のもと、事前学習としての講演（テーマ：障害とは）や車椅子体験（各班1台ずつ、全員が体験）が実施されました。

また、市の中心部（田川伊田駅、田川後藤寺駅周辺）においてまち歩き点検を実施し、点検結果を白地図に書き込んで発表が行われました。

作成したバリアフリーマップは校内に展示したほか、授業参観において保護者に向けた発表も行われました。



講演



地図の作成

「心のバリアフリー」の考えを地域へ発信する事例 <岩手県遠野市>

遠野市では令和元年10月に、市内小学校の5年生を対象として、まち歩き点検およびバリアフリーマップの作成が実施されました。

また、バリアフリーマップを作成して感じた「身近に潜むバリア」について、校内の学習発表会及び市内イベント「共生社会フォーラム」で実演（寸劇）を交えて発表し、「心のバリアフリー」の考えを広く発信しました。



学びの成果を発表



完成したバリアフリーマップ

デジタル技術を活用したバリアフリー情報収集の事例

<兵庫県神戸市>

神戸市では、令和3年度に市内小学校の5年生を対象に、「総合的な学習の時間」において、バリアフリーまち歩き点検が実施されました。

事前学習として、障害当事者である車椅子利用者の協力のもと、小学生に対して「心のバリアフリー」の授業を実施し、障害の種別や障害のある方の困りごとがレクチャーされました。

まち歩きでは、歩道等の段差や幅員、傾斜、施設のバリアフリートイレやエレベーター、スロープ等のバリアフリー情報を白地図に記録し、教室に戻った後、学校のタブレットを活用して、記録したバリアフリー情報を国交省が提供している「歩行空間ネットワークデータ整備ツール」を利用して、デジタルマップ上にとりまとめ、報告会の形で地域住民へ発表する予定です。また、作成したデータは、誰でも閲覧することができるオープンデータとして公開する見込みです。

※授業の資料や取組内容の詳細について下記 URL で閲覧・ダウンロードが可能です。

「バリアフリー・ナビプロジェクト」×「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」(学校連携教育事業)との連携について

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000050.html

歩行空間ネットワークデータ整備ツール(参考→P10)

https://safe.menlosecurity.com/https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_mn_000008.html

バリアフリーマップ作製ツール

https://safe.menlosecurity.com/https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000043.html



障害当事者の同行によるまち歩き点検



デジタルの地図上へバリアフリー情報の記入

◆ 地域の多様な主体が連携する取組

NPO法人等の各主体との協働事業として、**障害当事者や地域に在住・在勤するボランティアの協力を得て、まち歩き点検を実施**する事例もあります。まち歩き点検等の実施を障害当事者の参画のもとでの各関係者による対話の場と考え、**関係事業者や地域住民等を含むパートナーシップの契機**とする取組も有効であり、例えば官民が連携してバリアフリーのあり方をともに考え、交流を図る機会を創出するといった取組もあります。

バリアフリー推進パートナーとの連携事例

<福島県福島市>

福島市では、バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力してもらえる民間事務所や団体を「バリアフリー推進パートナー」に認定しています(令和3年9月時点で267団体)。

まち歩き総点検においても「バリアフリー推進パートナー」などと一緒に点検し、現状の課題点などを共有しています。



◆ 基本構想のスパイラルアップ等の既存施策の展開につなげる取組

特定事業計画事業者を巻き込んだ進捗状況の確認事例 <奈良県香芝市>

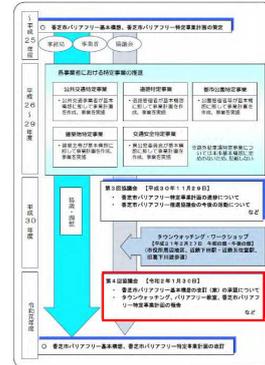
香芝市では、基本構想の改訂に着手するにあたり、平成 31 年 2 月に現地点検調査（タウンウォッチング）が実施されました。

現地点検調査（タウンウォッチング）は、特定事業の進捗確認や事業実施済み箇所の変更の更なるスパイラルアップを目的とし、特定事業計画事業者や障害当事者団体が参加しました。

市は現地点検調査（タウンウォッチング）の結果を踏まえ、令和 2 年 3 月に基本構想を改訂しました。



鉄道事業者の協力による
駅の点検



基本構想改訂における現地点検調査
（タウンウォッチング）結果の反映

実施マニュアル（シンポジウム・セミナー編）

第4章 実施マニュアル（シンポジウム・セミナー編）

4-1 本マニュアルの役割

【主な対象】

●市町村担当者

●事業実施主体

シンポジウムやセミナーは、地域住民や自社の従業員といった多くの方を対象に、バリアフリーの理解促進や接遇方法の習得など、様々なコンテンツを提供することが可能な事業形式です。



◆ シンポジウムやセミナーの実施について

地域の住民に、バリアフリーに関する理解を深めてもらいたい。自社の従業員に、障害当事者の方々にとっての行動のバリアを無くすための適切なサポート（接遇）方法を習得してもらいたい。

シンポジウムやセミナーは、こうした目的を達成する上で、大変有用な取組と言えます。多くの人々を対象に集中的に開催できるため効率的であり、様々なコンテンツを盛り込むことも可能です。

一方で、実施に当たっては検討を要する事項が多くあり、場合によっては、他部署・他団体との連携も重要になります。

◆ 本マニュアルについて

本マニュアルは、教育啓発特定事業としてシンポジウムやセミナーを実施する際に、検討の参考としていただくことを想定して作成しており、検討すべき事項やそのポイントに加え、地方公共団体や事業者による取組事例を収録しています。

特に取組事例については、実際の担当者等へのヒアリングを踏まえ、内容をイメージしやすいよう可能な限り詳細に掲載していますので、企画立案・運営に当たってのノウハウやコンテンツの参考事例としてご活用下さい。

4-2 実施に当たっての検討事項

【主な対象】

●市町村担当者

●事業実施主体

シンポジウムやセミナーを企画立案する段階で、対象者、実施目的、テーマ、コンテンツ、広報、実施時期、実施形式、費用負担、運営体制等について、丁寧な検討を行う必要があります。



◆ 検討の前提

教育啓発特定事業としてシンポジウムやセミナーを開催するに当たっては、心のバリアフリー、障害の社会モデル、各障害の特性、関連制度など“バリアフリー”の考え方を、まずは**担当者自身が理解し、アンテナ高く、学ぶ姿勢を持つ**ことが欠かせません。特に開催テーマやコンテンツの中身を検討する際には、自身で蓄えた知見が大きな助けとなるはずです。

また、参加者により「生きた」気づき・学びを得てもらうためにも、開催主体である行政や企業の立場のみで検討を進めるのではなく、常に**当事者の視点を取り入れること（当事者参画）を意識することも重要**です。参画の仕方としては、イベント当日に講師として招聘する、あるいは参加者として募集するといったことに加え、検討プロセスそのものに入ってもらうことも考えられます。

なお、障害当事者の参画を検討するに当たっては、**適切な方法により情報保障や会場整備を実施**する必要があることにも留意しましょう。参加に当たっての様々なバリアを解消することは、実施主体の責務です。

【情報保障や会場整備の例】

- ・聴覚障害者の講師と参加者の間で意思疎通を図るため、ステージなど、参加者のニーズや状況に応じた場所に**手話通訳者**を配置
- ・視覚障害者の参加者が把握できるよう、点字・録音・拡大文字・電子データによる資料を**参加者のニーズに応じて提供**（できれば事前配布）。また、画面表示に基づく説明の際は、その**口頭での解説**を加える
- ・車椅子使用者の来場者の円滑な移動のため、**スロープや車椅子専用スペース**を設置
- ・発達障害を持つ参加者が快適に過ごせるよう、会場内に**カームダウンルーム**を確保

👉 取組事例 27. (p65)、31. (p73)

また、昨今の**コロナ禍の情勢を踏まえた対応**についても留意する必要があります。参加者が密集しないような会場の確保・設営方法、開催形式（対面/オンライン）等について、参加者の属性（特に年齢や障害の有無等）やコンテンツの内容も踏まえ、運営側で検討を重ね、認識を擦り合わせておくことが重要です。

👉 取組事例 25. (p62)、26. (p63)、
28. (p67)、30. (p71)、34. (p79)

◆ 検討が必要な事項

シンポジウムやセミナーの企画立案に当たっては、以下のような事項について中身を詰めていく必要があります。

これらはあくまで基本的な（最低限の）検討項目の例ですので、実際に検討を進めていくに当たっては、まず運営側において、**追加で考える必要のある事項を洗い出し**、議論を重ねていくことが重要です。

【検討事項の例】

- ・対象者 ・実施目的 ・テーマ ・コンテンツ ・広報
- ・実施時期 ・実施形式 ・費用負担 ・運営体制

例えばテーマ設定の仕方、費用負担の考え方や運営体制の構築方針等については、シンポジウムやセミナーを単発のイベントとして開催する場合と、シリーズ的に複数回開催する場合（例：従業員向けの長期の研修）とで、検討の方向性が大きく変わります。項目ごとに検討の優先順位をつけ、互いに密接に関連する項目については同時並行で検討を進めていくことが必要です。

検討のポイント

上記検討事項ごとに、検討する際の視点や、具体例について紹介します。

● 対象者

実施の対象（参加者）としては、主に以下のような例が挙げられます。開催のテーマや実施目的に応じて、適切な対象を設定しましょう。

【対象者の例】

- ・行政区内の住民（市区町村民） ・自社に勤める従業員（職員）

このほか、広く一般に心のバリアフリーに関する理解を深めてもらうため、参加者の属性に限定をかけない（フルオープン）場合や、反対に、より専門的なテーマを設定し、特定の事業者を対象として開催することも考えられます。

👉 取組事例 25. (p62) 27. (p65)
28. (p67) 31. (p73)

なお、対象の属性を限定する際には、例えば住民の場合、ホームページ等で広く募集をかけつつ応募の際に住所の確認をする等、応募してきた参加者の属性を確認するためのプロセスも必要となります。加えて、社内の会議室など使用できる会場のキャパシティが限られている場合には、回を分けて開催し、毎回の募集人数に上限を設ける等の対応を検討しましょう。

👉 取組事例 26. (p63)

また、実際の参加者の調整や募集に当たっては、ダイバーシティ（多様性）や当事者参画の視点を持つことも重要です。具体的には以下のような方法が考えられます。

【参加者の調整や募集方法の例】

- ・ 普段関わりがないような社員同士の交流を深め、**多様な観点から関連な議論**ができるよう、年齢、性別、職種等の属性にばらつきが出るように参加者を選定
- ・ **当事者の目線から**社会のバリアについて語ってもらう機会を作るため、当事者団体や社会福祉協議会等とも連携して、当事者の方々へのイベント参加を呼び掛ける

👉 取組事例 32. (p75)

●実施目的

シンポジウムやセミナーの開催は、あくまで目的を達成するための手段です。開催を通じて何を達成したいのか、可能な限り明確かつ具体的な実施目的を設定することが重要です。特に、参加者による「理解」を目的とするのか、理解した上での「実践」までを目的とするのかによっては、実施形式（後述）も大きく変わってくるため、早期に検討しておく必要があります。

【実施目的の例】

- ・ 共生社会実現のための心のバリアフリーの考え方の理解促進
- ・ 高齢者や障害者との適切なコミュニケーション方法の習得
- ・ ユニバーサルデザインの普及啓発に向けた専門人材の育成

なお、複数回開催する場合には、毎回目的を設定し、回を追うごとにより発展的な内容とすることで、段階的に大きな目標を実現できるような構成とすることも考えられます。

👉 取組事例 30. (p71)

また、開催して終わり、とするのではなく、設定した目的が達成できているかを確認し、次回以降の企画立案につなげていくことも必要です。確認の方法としては、開催後の参加者を対象としたアンケートや、講義内容の理解度を測るためのテストの実施等が挙げられます。

👉 取組事例 29. (p69) 32. (p75)

●テーマ

設定した目的を達成するために、シンポジウムやセミナーの中で扱う具体的なテーマを検討します。設定するテーマは必ずしも一つとは限らず、当日の構成や開催予定回数等を踏まえ、複数設定することも考えられます。用意するコンテンツの中身も想定しながら、目的に沿った適切なテーマを選びましょう。

【テーマの例】

- ・ 心のバリアフリー
- ・ 障害の特性（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的・発達障害等）
- ・ ユニバーサルツーリズム
- ・ バリアの体験
- ・ 障害当事者との交流
- ・ ユニバーサルデザイン
- ・ 障害者スポーツ

●コンテンツ

対象者、実施目的、テーマを踏まえ、具体的なコンテンツの中身について検討します。コンテンツの例については、実施主体によって非常に多様であるため、後述する取組事例を参照下さい。

コンテンツの検討に当たっては、当事者参画の観点からも、関係団体の既存のノウハウを活用することが重要です。例えば地元の障害当事者団体や社会福祉協議会から講師を招聘する、あるいは実施目的と関連する資格を発行している協会の講座を活用する、といった方法が挙げられます。

 **取組事例 25. (p62) 29. (p69)
30. (p71) 31. (p73)**

一方で、日々の業務でこれらの団体との関わりがなく、初動の連携がとりづらい場合には、まず社内の福祉関連部局から知見・ノウハウを借りる（あるいは関わりのある団体につないでもらう）ことや、既に同様の取組実績がある他地方公共団体・企業の担当者に連絡してみる、といったことを検討してみてください。後述する取組事例においても、一部取組については、担当部署の連絡先を掲載していますので、ご活用下さい。

なお、講演内容の事前録画や e-learning 教材等を活用することで、従業員による自学自習など、必ずしも一度に大勢を対象として生（ライブ）で実施する形式をとらないコンテンツを選択することも考えられます。

 **取組事例 32. (p75) 33. (p77)**

●広報

特に一般向けに広く参加者を募るようなイベントを開催する場合には、事前に様々な媒体を活用し、効果的な広報活動を実施することが重要です。

【広報の例】

- ・ HP への掲載、社内掲示板を活用した参加者募集
- ・ 新聞等へのプレスリリースの投げ込み、チラシ配布
- ・ 自治体の広報誌への掲載、自治会への回覧
- ・ 関係当事者団体や近隣の学校へのお知らせ
- ・ 同様のイベントの場における開催周知

 **取組事例 26. (p63) 27. (p65)**

また、広報活動については、当日の参加者を広く募るためだけでなく、そういった取組を実施することを世間に対して広く周知することで、共生社会の実現に向けた機運の醸成や、実施主体の今後の施策の方向性または活動の理念を知ってもらうきっかけ作りにもなる、といった効果も考えられます。

なお、当日の実施内容について広く周知を行う場合には、当然、事前に共催団体や当日の講演者（登壇者）、公表される資料の作成者等と周知内容について調整し、了承を得ておく必要があるため、各スケジュールにも留意しながら進めていきましょう。

●実施時期

シンポジウムやセミナーの実施日（期間）を決定する際には、使用予定会場の予約可能日時や、当日の関係者（講師、参加者、運営スタッフ等）の都合に加え、事前準備の要否や、集客力（天候や、休日か否か等）、さらに昨今は特にコロナ禍の情勢を踏まえた判断をしなければならないため、慎重に検討する必要があります。

また、特に複数回実施する社内研修のような形で取組を実施する場合は、開催可能回数と修了予定時期を踏まえ、効果的なスパンでの開催を検討する必要があります。

●実施形式

コンテンツの検討と並行して考えなければいけない重要な事項が、実施形式です。設定したテーマやコンテンツの中身によっては、選択する形式によって参加者の理解度・習熟度が大きく変わってくるでしょう。

ポピュラーな形式として一般的なものは、以下のとおりです。それぞれのメリット/デメリットや実施目的（特に、参加者の理解を深めるのか、一歩進んで実際の行動・実践につなげていくのか）を勘案した上で、適切な形式を検討しましょう。

【実施形式の例】

- ・ 講義、講演
- ・ グループワーク
- ・ 疑似体験（障害の特性を踏まえた社会のバリアを自身の身体で体験、等）
- ・ パネルディスカッション

このほか、広い会場を使ってこれまでの参加者による取組の成果を展示したり、ステージ等において特定のコンテンツに関する発表会を実施したりする、といった形式も考えられます。

👉 取組事例 27. (p65) 31. (p73)

なお、講義の中に一部グループワークを入れ込んだり、疑似体験の中で障害の特性に関する詳細の説明を盛り込んだりするなど、個々の形式を複合的に組み合わせることも有用です。

👉 取組事例 27. (p65) 32. (p75)

さらに、昨今のコロナ禍の情勢等も踏まえ、現地（対面）/オンライン開催についても検討する必要があります。

現地開催の場合、使用する会場については、駅やバス停からのアクセス、コンテンツの規模や想定参加人数、バリアフリー設備の状況（特に当事者の参加が予定される場合）等を踏まえ検討しなければいけません。

また個々のメディア媒体を通じたライブ配信等、オンラインの形式をとる場合には、安定した通信環境の構築（事前の配信テスト実施、専門業者の放送通信設備の活用等）、参加予定者の参加確認や配信中の質問対応（チャットの活用等）など、個別の細かい対応が必要となるため、入念な準備が重要です。

●費用負担

シンポジウムやセミナーを開催するに当たっては、コンテンツの中身や実施形式にもよりますが、以下のような費用がかかることが想定されます。

【費用の例】

- ・講師への謝金、交通費
- ・冊子、テキスト作成費
- ・会場借り上げ費
- ・スタッフの人件費
- ・各備品代
- ・通信費
- ・(必要な場合) 手話通訳料

これらの費用の負担者及び負担割合については、前もって共催団体や出展予定団体等の関係者と協議しておかなければなりません。参加(受講)料をとるか否かについても、こうした協議結果も踏まえ検討する必要があります。

●運営体制

企画立案や開催までの準備、開催当日の現場運営に当たり、余裕を持った準備スケジュールの設定や、実施主体内部での適切な役割分担の検討が必要です。その際、担当部署だけで検討を進めるのではなく、横(部署間)の連携にも留意しましょう。開催後も取組を継続して実施するため、必要に応じて他部署に引き継ぐといったことを検討する必要もあります。

【横(部署間)の連携等の例】

- ・企画立案に当たり、**障害当事者団体や社会福祉協議会からの協力**を得るため、日々の業務の中で関わりを持っている福祉部門よりこれらの団体へアクセス
- ・ユニバーサルツーリズムに関する**地域の先進的な事例**を検討するため、観光部門(→観光事業者)や産業部門(→飲食店)から候補を選出
- ・オリバラ関連部署のみで担当していたセミナーを、テーマを広げ、**企業全体として継続的に実施**するため、運営の引継ぎ先として、人事部門や福祉部門と調整

 **取組事例 29. (p69) 32. (p75)**

4-3 取組事例

取組事例 25.

実施主体	NPO法人自立支援センターおおいた、大分県別府市
対象者	・ 限定なし（フルオープン）
テーマ	・ ユニバーサルツーリズム ・ バリアの体験
取組の概要	<p>①講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ：「日本一のバリアフリー観光温泉都市 別府」を目指して！ ・ 「NPO 法人自立支援センターおおいた」理事長（車椅子利用者）を招き、バリアフリー旅行の宝庫である別府の魅力に気づいてもらい、新たな集客を呼びかけるため、ユニバーサルツーリズムの必要性について講演いただいた。 ・ 観光事業者を中心に、ホームページへの掲載やチラシ配布等により広く参加募集をかけた結果、当日は現地来場者が約 70 名、オンラインによる参加者が約 60 名であった。 <p>②車椅子体験（講演会と並行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者ほぼ全員に会場入口から車椅子に乗ってもらい、少しの段差による障壁を感じる体験をしてもらった。なお講演会の間も車椅子に乗ったままでいらした。 ・ 体験実施後、来場者からは、車椅子利用者の感じる困難を体験することができたとの感想が寄せられた。
工夫・留意した点	<p>○コロナ禍の状況を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体験会について、コロナ禍の情勢を踏まえ、車椅子に乗った状態で参加者間の距離を確保できる程度の広さを有する会場を確保した。 <p>○関係団体の既存ノウハウの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施主体である別府市観光課として、バリアフリーに関する講演会の実施が初であった。 ・ そこで、バリアフリーマップ作成等で同市と業務上の関わりが深く、同様の取組に関する実施ノウハウを有していた「NPO 法人自立支援センターおおいた」に業務を委託。 ・ これにより、準備期間の大幅短縮や体験に用いる車椅子の円滑な調達が可能となった。
実施日（期間）	・ 令和 3 年 3 月 24 日
実施形式	・ 講義、講演 ・ 疑似体験
費用負担	・ 総費用：約 50 万円（人件費、会場費、備品代、宣伝費等）・・・全て市負担 ・ 参加料：無料
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画立案から会場運営まで全て「NPO 法人自立支援センターおおいた」に委託、市は広報や当日の会場運営に参画した。 ・ 準備期間：約 1 か月
担当連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号：0977-21-1128（別府市観光・産業部観光課 直通） ・ ※対応可能時間：平日 9 時～16 時 ・ メールアドレス：tou-te@city.beppu.lg.jp（別府市観光・産業部観光課）
備考	-

取組事例 26.

実施主体	東京都世田谷区
対象者	・市（区町村）民
テーマ	・ユニバーサルデザイン
取組の概要	<p>①区民向けのワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの人がまちを快適に利用できるように、ユニバーサルデザイン（UD）の工夫や配慮を紹介する冊子として、平成26年度より世田谷から発信するユニバーサルデザインのある暮らしマガジン「世田谷UDスタイル」を毎年発行。（現在第7号まで発行） ・ユニバーサルデザインの普及につながるテーマを定め、区民参加のワークショップを年2回開催（参加募集は年1回）。 ・募集対象は区民、区内在学・在勤者に限定。対象への該当有無の確認事務は「せたがやコール」（区役所内のお問合せセンター）にて対応。 ・令和3年度のワークショップ「誰が？どうやって使うの？～バリアフリー設備の適正利用について学ぼう～」を実施。 ・「世田谷UDスタイル」第8号は「今ある施設・設備をみんなが快適に使うために」をテーマとし、バリアフリー整備の紹介と設備の適正利用について考える冊子となっている。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="1002 640 1378 674" data-label="Caption"> <p>世田谷 UD スタイル第7号 表紙</p> </div>  </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="475 1240 743 1274" data-label="Caption"> <p>ワークショップの様子</p> </div>  <div data-bbox="938 1240 1310 1274" data-label="Caption"> <p>UD サポーター養成講座の様子</p> </div>  </div> <p>②「UD サポーター」養成講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインの取組の普及啓発活動に参加いただくボランティア（UDサポーター）を養成するための講習として、令和3年度より区民向けに開講。 ・令和3年度は27名の方に登録いただきUDサポーターとして就任しており、令和4年度より区のUD普及啓発事業に協力いただく。登録者は、健常者だけではなく障害当事者やご家族に障害当事者や介助者の方がいらっしゃる参加者も多い。 ・次年度も同様の講座を開講予定 ・広報として、ホームページでの案内、チラシの配布や東急世田谷線の駅構内への掲示を行った。

工夫・留意した点	<p>○コロナ禍の状況を踏まえた対応（ワークショップ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度はコロナ禍の状況に鑑みワークショップの開催は見送り、これまでワークショップ等に参加しメールアドレスを登録いただいた区民から、冊子の内容に関する意見募集を行うことで対応。 ・緊急事態宣言中を避け、令和3年10月から令和4年1月にかけて実施。 ・まん延防止等重点措置中は、オンライン併用での講義とし、グループワークを個別ワークに切り替え、感染防止に努めた。
実施日（期間）	<p>①第1回：令和3年10月9日（土）、第2回：令和3年11月6日（土）</p> <p>②第1回：令和3年11月27日（土）、第2回：令和4年1月15日（土）</p>
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・グループワーク
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用：- ・参加料：無料
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・①②ともに実際の準備期間は半年程度、委託業者（5名）中心に運営、当日は区職員（5名）も対応。なお②については構想に1年程度を要した。 ・取組の実施部局は、福祉の面からのハード整備という観点で、都市デザイン課が主体となっている。一方、福祉のまちづくりと基本的な考え方は同一であるため、共生社会ホストタウン事業についても他部局と協力して取り組んでいる。
担当連絡先	03-6432-7151（世田谷区都市整備政策部都市デザイン課 直通）
備考	<p>（今後の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3～4年度にかけてバリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針策定のため、区民参加によるまち歩き点検を予定。

取組事例 27.

実施主体	主催：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、共催：青森県弘前市
対象者	・ 限定なし（フルオープン）
テーマ	・ 心のバリアフリー ・ その他（具体的に：ユニバーサルマナー）
取組の概要	<p>○「ユニバーサルマナーセミナー&障害者アスリート講演会」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の2部構成で実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①ユニバーサルマナー（※）セミナー 講師として（株）ミライロより薄葉幸恵氏（聴覚障害者）を招き、ユニバーサルマナーに関する説明に加え、簡単な手話など明日から実践できる知識や考え方に関するグループワークも実施。 ②障害者アスリート講演会 講師として元パラ水泳アスリート（視覚障害者）窪野一輝氏を招き、障害を受け入れるまでの道のりや障害者スポーツ・共生社会への理解について講演いただいた。 ・ 当日は手話通訳を3名手配（講師の手話内容を参加者に伝える人2名、参加者の発言内容を講師に伝える人1名）。 ・ 総勢約80名が参加（市職員40名、あいおいニッセイ同和損保の客席等関係者20名、一般参加者20名程度）。 <p style="text-align: center;">当日の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div> <p>（※）ユニバーサルマナー：多様な方々へ向き合うためのマインドとアクション （（株）ミライロホームページより）</p>

工夫・留意した点	<p>○積極的な広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の障害者週間記念イベント「hug はぐ hoick!」とのコラボイベントとして開催。 ・休日開催であったこと、過去に例のない講演であったことを踏まえ、開催1か月ほど前から、新聞や市の広報紙への掲載、市内の障害者団体や学校への広報を実施。
実施日（期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年12月7日（土曜日）
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・グループワーク
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用：講師に係る経費はあいおいニッセイ同和損保で負担、会場借上げ費（無料、減免措置）及び手話通訳料（50,400円）は弘前市国際スポーツプロジェクト実行委員会負担 ・参加料：無料
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県と包括連携協定を締結しているあいおいニッセイ同和損保と弘前市との共同体制を構築（同社は同様のセミナー開催に関するノウハウを既に持っており、他自治体における開催実績を有していた）。 ・市は受付業務を担当し、あいおいニッセイ同和損保は運営を担当。
担当連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号：0172-40-0583（弘前市健康子ども部スポーツ振興課 直通） ・メールアドレス：sportshinkou@city.hirosaki.lg.jp（弘前市健康子ども部スポーツ振興課）
備考	<p>（実施に至った経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月の共生社会ホストタウンへの登録等を背景に「心のバリアフリー」普及の方法を検討していたところ、青森県とあいおいニッセイ同和損害保険が開催したセミナーに本市の担当者が参加したことをきっかけに、同様の取組開催に向けて調整が進んだ。

取組事例 28.

実施主体	(公財) 横浜観光コンベンション・ビューロー、神奈川県横浜市
対象者	・その他（具体的に：市内の観光案内所スタッフ、民間観光案内所協力施設等）
テーマ	・ユニバーサルツーリズム
取組の概要	<p>○市内の観光事業者（財団の賛助会員）を対象として、以下の取組を動画配信形式で実施。</p> <p>①基調講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：「観光からSDGsを考える～訪れるすべての方々が安心して快適に楽しめる横浜を目指して～」 ・JTBの担当者を招き、ユニバーサルツーリズムの背景やマーケット、観光におけるハード・ソフト面対応について具体例を交えながら講演いただいた。 <p>②パネルディスカッション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ：「横浜へのお出かけが“あたりまえ”になるように～取組事例とバリアフリー情報発信のヒント～」 ・日々の観光行政で関わりのある3団体（ハードロックカフェ横浜、All About横浜ガイド、横浜バリアフリー研究所）をパネラーとして招き、各々の所属団体による取組の発表や車椅子利用者への対応に関する議論を実施いただいた。 <p style="text-align: center;"> 基調講演 パネルディスカッション </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○横浜市観光情報サイトや財団のメールマガジンを通じた広報とともに、日々の観光行政で関わりのある事業者に対しても、個別にメールや電話により開催の周知を行った。</p>
工夫・留意した点	<p>○コロナ禍の状況を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は会場を用意し対面での実施を予定していたが、緊急事態宣言の発出等コロナ禍の情勢を踏まえ、動画配信による実施のみに切り替えた（なお一般公開はせず、賛助会員及び視聴希望のあった非賛助会員を対象を絞り、限定公開）。 ・次年度以降も同様の対応ができるよう、取組実施後に内部でノウハウの記録と共有を行った（撮影機器設置時間、マイクの数・回し方、全体進行、マウスシールドの手配等）。
実施日（期間）	・令和3年2月16日（動画公開日）
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・パネルディスカッション

費用負担	-
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜観光コンベンション・ビューローが主体となって取組の企画・立案や当日の運営を行い、横浜市はその内容の確認・サポート等を実施した。 ・ 準備期間 約2か月
担当連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号：045-221-2111（横浜観光コンベンション・ビューロー） ・ メールアドレス：ukeire@ycvb.or.jp（横浜観光コンベンション・ビューロー 来訪者支援担当）
備考	<p>（横浜観光コンベンション・ビューローについて）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市の外郭団体として、同市の観光関係施策を実施。 ・ 団体の賛助会員は市内観光関連事業者等となっている（観光事業者、宿泊施設、交通事業者、情報関連事業者、飲食施設など約600社）。

取組事例 29.

実施主体	福岡県田川市、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区町村）民 ・職員 	
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリー ・バリアの体験 ・その他（具体的に：ドイツ文化の紹介） 	
取組の概要	<p>○<u>第1回 心のバリアフリー研修</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京 2020 オリパラ大会開催に向けたドイツ及びベラルーシのホストタウン（車椅子フェンシングチーム事前キャンプ地）と共生社会ホストタウンへの本市登録を踏まえ、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会からの呼びかけがあり、実施に至った。 ・市職員を対象として、富士通から講師を招き、心のバリアフリーに関する講義を行っていただくとともに、車椅子体験を実施することで、障害者やパラリンピアンの方々が快適に過ごせるようなまちづくりを考える機会を創出。 <div data-bbox="863 745 1353 1070" data-label="Image"> </div> <p>心のバリアフリー研修</p> <p>○<u>第2回 心のバリアフリー研修と異文化教室</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のバリアフリー研修の内容や対象については第1回目と同様。 ・受入れ相手国のドイツの文化に関する理解を深めてもらうため、ドイツのCIR（国際交流員）や富士通のドイツ滞在経験者による講義を実施する「ドイツ異文化教室」を新たに実施し、二部構成とした。講義の際はクイズ形式を取り入れる等分かりやすくするための工夫を行った。 <p>○<u>第3回 心のバリアフリー研修と異文化教室</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの開催経験を踏まえ、対象を市民に広げ、第2回目と同様の取組を実施。当日は約60名が参加。 ・実施後のアンケートでは、市民から「将来歩けなくなったら車椅子生活になる可能性もあるので、体験出来て良かった」等の有意義なフィードバックが寄せられた。 	
工夫・留意した点	<p>○<u>関係団体の既存ノウハウの活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相手国車椅子フェンシングチームの輸送等ホストタウン事業に協力いただいていた田川市社会福祉協議会に、体験に用いる車椅子や講師の手配、当日の運営への参画を行っていただいた。 <p>○<u>安全面に配慮した運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回目は参加者（市民）の平均年齢が高かったことも踏まえ、車椅子体験の際に事故等が発生しないよう、複数名の補助要員の配置を行う等、安全面への配慮に努めた。 	
実施日（期間）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回：平成29年3月24日 ・第2回：平成29年10月25日 ・第3回：平成30年11月16日 	

実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講義、講演 ・ 疑似体験
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総費用：- ・ 参加料：無料
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ オリンピック・パラリンピック等経済界協議会や田川市社会福祉協議会と連携しながら準備を進め、当日の運営は、両団体の協力も得ながら、市が中心となって実施（経済界協議会からは参加企業である富士通とトヨタ自動車九州に参加いただいた）。
担当連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号：0947-85-7101（田川市総務部経営企画課 直通） ・ メールアドレス：kikaku@lg.city.tagawa.fukuoka.jp（田川市総務部経営企画課）
備考	<p>（取組の引継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「心のバリアフリー研修」については第3回目以降も実施している。第3回目まではホストタウン事業として市経営企画課が担当していたが、第3回目以降は市民協働担当の部署に引き継いでいる。

取組事例 30.

実施主体	静岡県浜松市
対象者	・市（区町村）民
テーマ	・ユニバーサルデザイン ・その他（具体的に：ユニバーサルマナー）
取組の概要	<p>○ユニバーサルマナーセミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市として、平成30年度から、ユニバーサルデザインを実践する人材（市民リーダー）を育成するため、様々な講座やセミナーを実施している。 ・ユニバーサルデザインの実践に向けた入門講座として、高齢者、障害者など多様な属性の人々の存在とその向き合い方等を知ってもらうためのマナーセミナーを市民向けに開催。 ・現在の講座では、参加者は受講を通じてユニバーサルマナー3級を取得でき、希望者には次のステップとして、ユニバーサルデザインに関するより実践的なセミナー等を受講してもらう。 ・こうしてリーダーとして育った市民は現在約20名（年齢層は高め）であり、市と協力して地域の学校等において子ども向けにユニバーサルデザインに関する講師を務めてもらっている。 ・今回の講座の参加者数は現地会場11名、オンライン14名の25名であり、20代～70代まで幅広い年齢層の市民が受講した。 <p style="text-align: center;">ユニバーサルマナーセミナー</p> 
工夫・留意した点	<p>○コロナ禍の状況を踏まえた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の情勢を踏まえ、現地会場とオンラインの両形式による開催とした。 <p>○関係団体の既存ノウハウの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民にユニバーサルデザインの考え方の基礎を知ってもらうために、他自治体での実績も鑑み、一般社団法人 日本ユニバーサルマナー協会によるユニバーサルマナー検定の資格取得講座（座学）を取り入れた。
実施日（期間）	・令和2年12月12日
実施形式	・講義、講演
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用：講師への謝金のみ（市において負担） ・参加料：無料
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案や当日の運営等を市職員2名で担当。 ・講師や講座に用いるテキストは、一般社団法人 日本ユニバーサルマナー協会において対応。

担当連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話番号：053-457-2364（浜松市市民部 UD・男女共同参画課 直通） ・ メールアドレス：ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp（浜松市市民部 UD・男女共同参画課）
備考	<p>（現在の対応状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市では小学校4年生、中学校1年生の時に全ての児童・生徒にユニバーサルデザインに関する教材を配布しており、総合学習の時間の中で学ぶ学校が多い。 ・ 市民リーダーによる講座を開催し、申し込みがあった場合は市が開催に係る調整を行っている。 ・ 一方、コロナ禍の影響で、座学型の講座以外のより実践的な講座・セミナーが開催出来ておらず、現状、リーダー育成が進んでいない。

取組事例 31.

実施主体	主催：株式会社 JTB、共催：神奈川県川崎市
対象者	・ 限定なし（フルオープン）
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心のバリアフリー ・ 障害の特性（具体的に：発達障害） ・ ユニバーサルツーリズム
取組の概要	<p>○「発達障害を手掛かりとして考える 心のバリアフリーシンポジウム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず旅行を楽しんでもらえるよう、JTBとして、ユニバーサルツーリズムの推進に取り組んでいる。 ・ そこで、見えない障害の一つとして社会の理解が十分に進んでいない発達障害について、少しでもバリアを減らせるよう、川崎市や障害当事者団体、企業等と連携し開催。 ・ 内容：企業人事担当者向けセミナー（事前申込制）、基調講演、パネルディスカッションに加え、障害当事者団体等による芸術作品の展覧や作業所の出店も実施。 ・ 車椅子用スペースやカームダウンルームの確保、手話通訳の手配、各種情報保障のための技術活用（後述）等、来場する障害当事者の方々にとってのバリア除去に務めた。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>配布冊子（表紙）</p>  </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">シンポジウムの様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>

工夫・留意した点	<p>○<u>運営側の意識醸成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催に当たり、まず運営側による障害への理解を深めるため、スタッフ向けに「心のバリアフリー」セミナーや「感覚過敏の疑似体験」VR映像視聴を実施した。 <p>○<u>関係団体の既存ノウハウの活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック等経済界協議会との連携により、同協議会に参画する他企業から、企画や当日の運営等への協力をいただくことができた。 ・音声をテキストに自動変換するソフトウェアの講演への活用や、配布冊子における「QR Translator」（読み取ることでテキストが読み上げられるQRコード）掲載など、参加者の情報保障の面でも関係企業の協力を得た。
実施日(期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月12日
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・パネルディスカッション ・その他（具体的に：展示会）
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用：会場費、冊子作製、謝礼、運営経費等で150万円程度（JTBにおいて全額負担） ・参加料：無料
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局：（株）JTB総合研究所（JTBグループ会社） ・開催約3ヶ月前から準備を始め、企画や当日の受付事務等の運営は事務局が中心となって対応。
担当連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・メールアドレス：jsut@tourism.jp（株式会社JTB総合研究所 コンサルティング事業部）
備考	<p>（継続的な取組の実施）</p> <p>JTBでは、「心のバリアフリー」推進のため、本シンポジウムの他にも、以下のとおり継続的に取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年 パラスポーツを通して考える「心のバリアフリー」（神奈川県横浜市共催） ・平成29年 上記の通り ・平成30年 ホストタウンから広める「心のバリアフリー」（東京都文京区共催） ・平成31年（令和元年） 先導的共生社会ホストタウンの取組からつなげる「心のバリアフリー」（青森県三沢市、神奈川県川崎市、福岡県飯塚市共催） ・平成31年（令和元年） 発達障害児を対象としたサッカー&ユニバーサルツーリズム（川崎市主催 ANA、富士通、川崎フロンターレ共催） ・令和2年、令和3年 発達障害児向け親子サッカー&PV（川崎フロンターレ主催、川崎市、ANA、富士通共催）

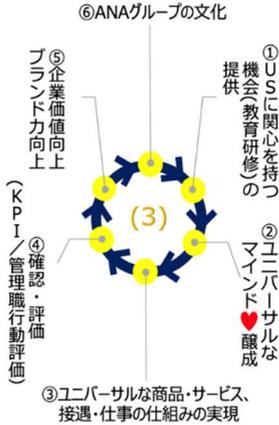
取組事例 32.

実施主体	三菱電機株式会社
対象者	・ 職員
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心のバリアフリー ・ 障害当事者との交流 ・ バリアの体験 ・ 障害者スポーツ
取組の概要	<p>○三菱電機 Going Up セミナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京 2020 オリパラ大会を契機として、共生社会を実現するため、従業員一人ひとりの多様性への理解促進と人権を尊重した行動の実践を目的として開講。 ・ 内容： <ul style="list-style-type: none"> ①e-learning パラリンピックの目的・価値、多様性理解と共生社会の考え方など基礎的知識の理解・習得のため、年1回、全事業所において実施（参加者：約37000人/年）。 ②集合型セミナー 障害者や高齢者の方々とのコミュニケーションの仕方やマナーを学ぶため、障害者の講師の方による講義、疑似体験、グループワーク等で構成。年1回、全国の事業所を回って実施（参加者：総計約2200人、32事業所で開催）。 <p style="text-align: center;">集合型セミナーの様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加者からのフィードバック： e-learning の実施当初は開催に関する疑問の声も散見されたが、回を重ねる毎に、「学んだことを家族にも伝えたい」「社内のバリアフリーを進めた方がよいのではないか」「心のバリアフリー教育に取り組む自社を誇りに思う」といった声が寄せられており、着実に理解は進んでいると実感。 ・ 参考リンク（三菱電機ニュースリリースページ）： http://www.mitsubishielectric.co.jp/news/2017/1124.html
工夫・留意した点	<p>○受け手側に立った企画立案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナー内容の企画立案に当たっては、従来の価値観の尺度を変え自身を振り返り、自ら「心のバリアフリー」を意識してもらえよう、受講者への「投げかけ」（×押し付けや誘導）に留意。 ・ そこで、日常業務とリンクして受け止められるよう、自社製品のエレベーターやエスカレーターを例に挙げ、そこにおけるマイノリティユーザーの目線での課題（ニーズ）に目を向けてもらうような内容を取り入れた。

	<p>○多様性を意識した運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの開催趣旨を踏まえ、集合型研修については、参加者に職種・年齢・性別の偏りが発生しないよう、事前に募集・調整を行った。 ・結果、日常業務においてコミュニケーションを取らない従業員とも交流が生まれるとともに、セミナー内容への理解をより深めることができた。
実施日 (期間)	・平成30年～令和3年
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・グループワーク ・疑似体験
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用：約21百万円 ① 集合型研修（人件費・テキスト代等）：10百万円＋講義5百万円（計30回）＝15百万円 ② e-learning（システム整備費、カリキュラム更新費等）：2百万×3か年＝6百万円 ・参加料：無料（全て自社負担）
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・企画立案や当日の運営の実施に当たっては、担当者自身でユニバーサルマナー等の教材を用いて様々な考え方を学んだ上で、当社独自性のあるセミナー内容とすべく、当社社員が主体となって準備を進めた。 ・作成に半年間を要したカリキュラムの検討に当たっては、内閣官房や国土交通省の公表資料も参考にした。また、人事部門と連携して教材のためのビデオ撮影を実施。
担当連絡先	-
備考	<p>(今後の取組予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本セミナー実施により、各従業員の意識の中に「心のバリアフリー」の考え方の素地はできたが、今後、レガシーとして残していくことが重要と考えている。 ・当初は、大会を契機とした取組としてオリパラ関係部署で担当していたが、今後は、サステナビリティ、SDGs、人権、ダイバーシティ等より大きなトピックとも関連させて、他部署に引き継ぐことを調整中。

取組事例 33.

<p>実施主体</p>	<p>主催：全日本空輸株式会社 協力：日本赤十字社総合福祉センターレクロス広尾（東京都渋谷区）、 心身障害児総合医療療育センター（東京都板橋区）</p>
<p>対象者</p>	<p>・職員</p>
<p>テーマ</p>	<p>・心のバリアフリー ・障害の特性（具体的に：肢体不自由、視覚、聴覚、知的・発達など） ・ユニバーサルツーリズム ・バリアの体験 ・障害当事者との交流 ・その他（具体的に：ウェブアクセシビリティ、認知症）</p>
<p>取組の概要</p>	<p>○社員向け教育訓練の体系的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ経営戦略の「柱」のひとつである「ユニバーサルサービス戦略（ヒトづくり）」を踏まえ、フロントラインの係員のみならず、経営層を含むあらゆる役員員に対して教育・訓練を体系的に実施。 ・障害当事者であるグループ社員の生の声も取り入れながら、集合型座学、体験体感型、e-learning など様々な形態により以下のメニューを実施。 <ol style="list-style-type: none"> ①ユニバーサル実技研修（全役職員必須） 車椅子の疑似体験等を通じ、当事者目線を体感するとともに、自社のサービスを検証する取組。 ②リマインド教育（全役職員必須） 関連法令やウェブアクセシビリティ等、ユニバーサルサービスに関する情報を定期的に配信し、気づきを得てもらう（リマインド）取組。個人のPC等からもアクセス可能な e-learning の形態で実施。 <p>役員向け「ユニバーサル実技研修」の様子 リマインド教育（e-learning）の様子</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <ol style="list-style-type: none"> ③体験体感型セミナー（選択制） お手伝いを必要とするお客様に対応するセクションの業務を見学・体験し、部門横断的に得た気づきをもとに、お客様体験価値の向上にむけて議論、行動につなげる取組。 ④高齢者・障害者交流体験セミナー（選択制） 実際に社外施設を訪問し、社会福祉の基礎的な座学に加え、障害当事者や認知症の方を含むご高齢の方との交流を通じて、適切なコミュニケーションや企業人として自身の役割を再確認してもらう取組。 ⑤オープン型セミナー（任意） 「心のバリアフリー」をテーマとして、定期的に、外部（オープン）から障害

	<p>当事者の講師や専門家を招き、講演や社員とのディスカッションを実施する取組。</p> <p>「障害者交流体験セミナー」の様子</p>  <p>「高齢者交流体験セミナー」の様子</p> 
<p>工夫・留意した点</p>	<p>○人事施策と連動した取組実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の社員の研修受講実績を確認し、管理職行動評価基準にダイバーシティ&インクルージョンの要素を追加する等、日常業務への評価に組み込んでいる。 ・こうした人事施策との連動を通じて、キャリア形成の過程で、自然とユニバーサルなマインドが醸成されるよう、取組を進めている。 <p>○情報の定期的なブラッシュアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等に用いる資料は本社において作成し、概ね半期毎に内容を見直しており、特に関係法律の改正等があった際には逐次情報を更新している。 <p>ユニバーサルなマインドを ANA の文化として根付かせる「好循環サイクル」(「ユニバーサル戦略」より抜粋)</p> 
<p>実施日(期間)</p>	<p>・平成 30 年～</p>
<p>実施形式</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・グループワーク ・その他 (e-learning)
<p>費用負担</p>	<p>・平成 30 年～令和 2 年度 実績費用：約 4800 万円 (体験体感型セミナー：200 万円、実技研修：約 4600 万円)</p>
<p>運営体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主管部署 (本社部門) にて企画立案を実施 (担当社員 5 名)。 ・関係グループ会社へ運営を一部委託するとともに、高齢者福祉施設や障害児施設とも連携。
<p>担当連絡先</p>	<p>-</p>
<p>備考</p>	<p>(他の関連取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員向けの研修等の他、特別支援学校の生徒 (障害当事者) を対象として、社員が講師になり、飛行機への搭乗は怖くないことを知ってもらうための乗り方教室を開催。 ・参加した生徒、その保護者や先生だけでなく、社員自身も、学習・交流をきっかけとした気づきを得られている。

取組事例 34.

実施主体	東武鉄道株式会社
対象者	・ 職員
テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心のバリアフリー ・ バリアの体験 ・ 障害当事者との交流 ・ ユニバーサルデザイン
取組の概要	<p>○「サービス介助士」資格取得研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様へのサービスの質向上と駅係員の能力向上を目的として、全駅係員を対象に、(公財)日本ケアフィット共育機構による「サービス介助士」資格取得を推進。 資格を通じて心のバリアフリーに対して以下のような学びを習得している。 ●障害の社会モデルの理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 街中や自社内に存在する社会的障壁をディスカッションから共有 ・ 高齢者疑似体験を通じて高齢者が生活の中で出会う社会的障壁の体験 ・ 障害当事者の声から交通機関利用における困難さと鉄道事業者が行うべき対応の共有 ●差別の禁止と合理的配慮の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法についての講義 ・ 実技教習においては障害者への接遇と、合理的配慮に必要な車椅子操作介助、視覚障害者の手引きなどの実習 ●多様なコミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の特性や加齢による身体機能の変化、認知症の基礎知識などを学び、多様なニーズに合わせてコミュニケーションについての理解を深めた ・ 障害者や高齢者の鉄道利用を事例にしたケーススタディから、鉄道事業者に求められる対応を学んだ
工夫・留意した点	<p>○コロナ禍の状況を踏まえた対応（実技教習）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講人数を通常の半分（20名→10名）にして実施。 ・ 以前は高齢者疑似体験で実際に駅に出て体験をしていたが、現在は壁面に駅設備（駅名表示器、券売機等）の写真を貼り、疑似的な空間を模した社内の会場内で実施。 ・ “感染しない・させない”接遇と介助についての講義・実技の実施。 <p style="text-align: center;">会場壁面に貼り付けた駅設備写真</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者は全員マスクの着用と検温を行い、入室時は都度手指消毒、実技講習実施時には使い捨て手袋を着用。 ・その他、インストラクターはマスクに加えフェイスシールドを着用。
実施日 (期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年より年間 2 回実施 (上期・下期)
実施形式	<ul style="list-style-type: none"> ・講義、講演 ・グループワーク ・疑似体験 ・その他
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・総費用：41,800 円/人×受講者 (テキスト代及び実技講習費用。自社で全額負担) ・参加料： -
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実技講習について、進行は日本ケアフィット共育機構のインストラクター 2 名が担っている。会場は自社の会議室を使用。
担当連絡先	-
備考	-

実施マニュアル（適正利用等の広報啓発編）

第5章 実施マニュアル（適正利用等の広報啓発編）

5-1 適正利用等の広報啓発の意義と目的

【主な対象】

●市町村担当者

改正バリアフリー法では国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務として高齢者障害者等用施設等の円滑な利用のために適正な配慮が求められています。
様々なメディアを活用した継続的なバリアフリーの広報啓発は、心のバリアフリーの考え方や実践方法等に関する気づきやきっかけを与え、多様な方の理解を促していくために大切な取組です。



ここがポイント💡

- 👉 広報啓発による取組は、バリアフリー教室やシンポジウム、セミナーと比較すると多くの方に働きかけが可能な反面、関心がない方には目に留まりづらいといった特徴があります。
- 👉 教育啓発特定事業として、継続的・計画的な情報発信、多様なメディアの活用等による広報啓発を実施し、適切な配慮について考えるきっかけや障害に関する理解のポイントを提供していくことが大切です。

◆ 適正利用等の広報啓発の実施について

適正利用等に関する広報啓発は、これまでバリアフリー基本構想等において「心のバリアフリー」に関する事業として実施されてきました。令和2年バリアフリー法改正により新たに位置づけられた教育啓発特定事業として実施することにより、関係する施設設置管理者等と連携しつつ、策定する教育啓発特定事業計画に基づき継続的・計画的に取組を実施することで、**さらに効果的な広報啓発を行う**ことができます。

◆ 高齢者障害者等用施設等の適正利用について

移動等円滑化の促進に関する基本方針において、施設設置管理者が講ずべき措置や国民の役割として、バリアフリートイレや車椅子使用者用駐車施設等の高齢者障害者等用施設等において、円滑な利用が確保されるよう適正に配慮することが重要とされています。高齢者障害者等用施設等については、その設置趣旨や利用者に関して、施設設置管理者や国民の理解が不十分な場合や異なった理解をしている場合等から不適正な利用に繋がるケースもあり、周知啓発を行うことで、**正しい理解を促進し、高齢者障害者等用施設等の適正な利用環境の整備を図っていく**必要があります。

◆ バリアフリーに関する理解の促進について

心のバリアフリーの推進にあたっては、高齢者障害者等用施設等に関すること以外にも、障害特性ごとに異なる困りごとや、協力方法等について住民の理解を深めていくことも大切です。併せて、施設設置管理者等向けにも障害ごとに異なる対応や望まれる設備等に関する広報啓発を実施することで、小規模施設、既存施設等バリアフリー整備基準の適用対象から外れた施設等での利用環境の整備が進むことも期待できます。

◆ 本マニュアルについて

本マニュアルでは、広報啓発の訴求効果を高めるため、様々な自治体で実施されている取組事例を中心に、**広報啓発において発信される情報や効果的な発信方法等**について示しており、障害当事者のニーズや地域の実情に応じて多様な取組が実施されることが期待されます。

5-2 適正利用の広報啓発で発信する情報

【主な対象】

●市町村担当者

●施設設置管理者等の連携主体

高齢者障害者等用施設等の円滑な利用環境を確保するため、施設の適切な利用方法について、施設設置管理者や住民等の理解を継続的に深めていくことが大切です。

不適正利用の中には、高齢者障害者等に関することや様々な場所に設置されたシンボルマーク等に関する理解不足に起因することもあるため、様々な角度から理解を深められるよう、情報発信する必要があります。



ここがポイント

- ① 円滑な施設利用にあたっては施設設置管理者の協力が不可欠であり、高齢者障害者等用施設等の入り口や周辺に適正利用を促すポスターの掲出を行うなど、施設設置管理者と協力して取組を実施していくことが望まれます。
- ② また、バリアフリー基本構想や市のホームページ、広報誌等において、高齢者障害者等用施設等の設置趣旨やシンボルマークの周知を図ることも効果的です。

◆ 高齢者障害者等用施設等の適正利用の広報啓発について

バリアフリー法の改正に伴い、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車両の優先席や車椅子利用者用駐車施設、車椅子利用者用便房等の適正利用の推進が規定され、障害者高齢者等用施設の円滑な利用環境の整備のため適正な配慮が行われることが求められています。

それにあたり、高齢者障害者等用施設等について、**どのような方が各種施設や設備を必要としているのかや施設や設備の設置趣旨等**について周知することで、住民や施設設置管理者の理解促進や意識の醸成を図り不適正利用を減らすことにより、円滑な利用環境の整備を図っていくことが重要です。

◆ 発信する情報について

高齢者障害者等用施設等の不適正な利用の中には、当該施設に関する認識の相違や理解不足に基づくものもあります。こうした高齢者障害者等用施設等の不適正利用を防止するため、高齢者障害者等用施設等の設置個所付近や施設の出入り口、トイレ等目につく場所にポスターを掲示するなど、**誰にでもわかりやすい形で高齢者障害者等用施設等の利用に関する情報発信を行う**ことが考えられます。

また、高齢者障害者等用施設等の付近に、シンボルマークやピクトグラム等により利用対象者を示している場合でも、その標章の認識が広まっていない場合もあるため、**標章自体に関する広報**により、普及促進を行うことも大切です。

地方公共団体において各種高齢者障害者等用施設等に関する制度等を運用している場合には、健常者、高齢者、障害者を問わず、**制度の周知**を図り、適正な利用環境が整備されることが望まれます。例えば、主に都道府県において導入されることの多いパーキング・パーミット制度（車椅子利用者用駐車施設等に関する利用証制度）について、市町村においても積極的に制度趣旨や利用対象者について、広報啓発を実施することで、車椅子利用者用駐車施設等の適正利用を図ることなどが考えられます。

◆ 情報発信にあたっての工夫

高齢者障害者等用施設等の適正利用にあたっては、**周辺住民、施設設置管理者等の適切な理解を促す**ことが必要です。広報啓発の際には、多くの方の理解を促進する取組に加え、当該施設に関係する人に対して、対象を絞り広報啓発を実施していくことも効果的です。

また、観光地のように海外の方も多く利用するような施設においては、啓発の内容を多言語化するなど、**地域特性に合わせて広報啓発の内容をアレンジ**していくことも有効です。

ハード整備に合わせて広報啓発を実施する例 <北海道札幌市>

バリアフリー基本構想における生活関連経路（高齢者・障害者等含め多くの方が利用する経路）において、道路特定事業による歩道整備と合わせた普及啓発を実施しています。

歩道整備に関するパンフレットを作成して町内会や沿線の方々に配布し、工事への理解・協力を求めるほか、視覚障害者誘導用ブロックへの配慮、障害等をお持ちの方への配慮等と呼び掛けています。



歩道バリアフリー整備事業パンフレット（札幌市）

◆ シンボルマーク等の理解促進

高齢者障害者等用施設等の付近に、シンボルマークやピクトグラム等により利用対象者を示しても、標章に関する理解不足や認識の相違等により不適正利用が発生している場合もあります。**標章自体に関する広報啓発を行う**など様々な角度から情報発信を行うことで、高齢者障害者等用施設等の適正な利用環境の確保に繋がります。

また、高齢者障害者等用施設等に関するシンボルマーク等のほか、ヘルプマークや耳マーク等についても一覧形式で情報発信をすることもバリアフリーに関する理解促進にあたっては効果的です。なお、視覚障害者が援助を求める際に、白杖を持ち上げることを示す、「白杖 SOS シグナル」のように安全面等から賛否が分かれるものやマークの意味のとらえ方が一様ではないシンボルマークもあるため、周知を行うにあたって留意する必要があります。

（参考）内閣府ホームページ「障害者に関するマークの一例」：URL⇒<https://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

◆ 高齢者障害者等用施設等の適正利用の推進について

○ 車椅子使用者用駐車施設等に関する適正利用の推進について

車椅子使用者用駐車施設等は、駐車場利用者ごとに区画の利用方法等の認識に違いがあり、不適正利用やトラブルが発生しやすい施設です。そのような不適正利用やトラブル防止を目的として、車椅子使用者用駐車施設等の利用対象者に対して、利用証を交付・掲出をするパーキング・パーミット制度が地方公共団体（主に県）において導入されていますが、制度自体の認知度不足等も課題となっています。

市町村においても、教育啓発特定事業として基本構想に掲載し、**継続的に利用方法や制度趣旨の広報啓発を実施**することで、車椅子使用者用駐車施設等の適正利用を図ることが望まれます。

パーキング・パーミット制度に関する広報啓発 <埼玉県川口市、福岡県福岡市>

車椅子使用者用駐車施設等の適正利用やパーキング・パーミット制度に関する理解促進に向け、教育啓発特定事業等に位置付け、継続的な周知活動を行うことが考えられます。川口市では基本構想に、福岡市では市が作成する「心のバリアフリー」冊子の中で、パーキング・パーミット制度の内容や利用証の紹介を行っており、適正利用を呼び掛けています。

また、市町村独自の啓発資料がない場合には、国土交通省や県で作成しているポスター・チラシ等の活用による広報啓発も考えられます。



川口市バリアフリー基本構想



車椅子使用者用駐車施設の適正利用ポスター（国土交通省）

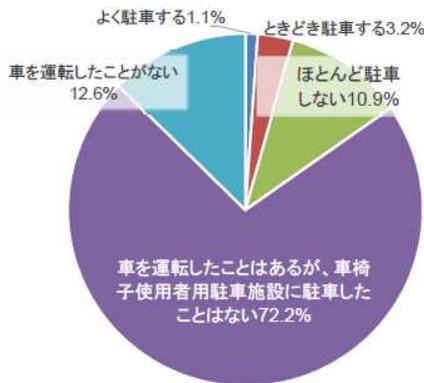


心のバリアフリー広報誌（福岡市）

【参考：「公共交通機関を利用する際の配慮について」調査結果（令和3年）】

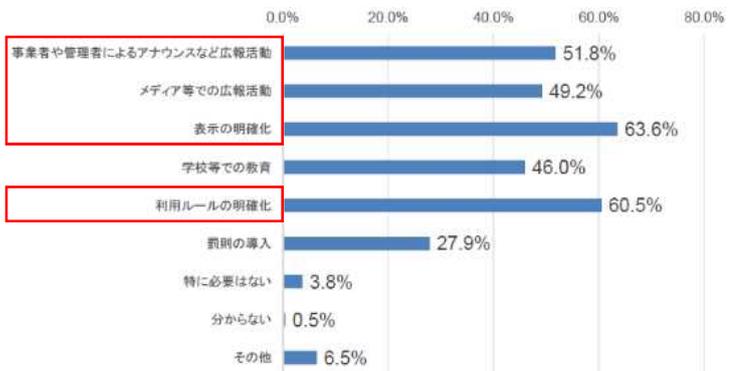
「車椅子使用者用駐車施設に駐車したことがある」との回答は、全体で約15%であった(車椅子使用者の回答も含む)。車椅子使用者用駐車施設が適正に利用されるためには、「表示の明確化」が必要だという回答が最も多く、次いで「利用ルールの明確化」、「事業者や管理者によるアナウンスなど広報活動」、「メディア等での広報活動」が必要だという回答が多かった。

問 あなたは普段、車椅子使用者用駐車施設に駐車しますか。



※n=993（無回答除く）

問 今後、車椅子使用者用駐車施設が適正に利用されるために、どのような取組が必要だと思いますか。（いくつでも）



※n=985（無回答除く）

資料：「公共交通機関を利用する際の配慮について」調査の結果について（国土交通省、令和4年3月）

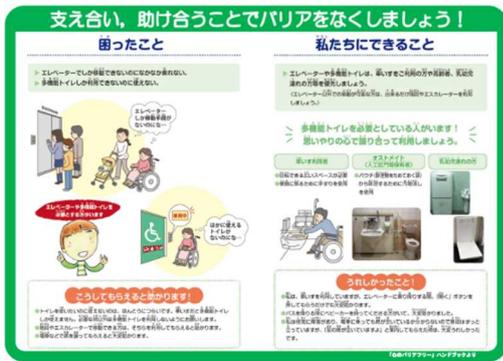
○ バリアフリートイレに関する広報啓発について

バリアフリートイレは、高齢者障害者等の利用を目的として、ここにしかない設備を必要としている人のために設けられた施設です。しかし、「多目的トイレ」「誰でもトイレ」等の名称もあいまって、一般トイレの利用でも支障のない人が利用するなど、適正な利用環境が図られていないことがあります。

また、オストメイト（人工肛門等保有者）など、外見からは分かりづらい障害を持つ方が利用しづらい等の課題もあり、バリアフリートイレの適切な利用環境の整備のため、**利用対象者の周知**や一般トイレの利用に支障のない方には**一般トイレの利用を促す啓発**を行うことが望まれます。

トイレに関する適切な配慮 <京都市、北海道札幌市>

京都市や札幌市では、バリアフリートイレの適正利用の推進のため、市で作成している心のバリアフリーの冊子でバリアフリートイレの設備を必要とする方がいることや設備の特性等について記載し周知を図っています。また、市のホームページで事業者がダウンロードし、トイレへの掲示等に活用できるポスターやシールを作成し適正利用の推進を図っています。市独自のポスター等を作成していない場合には、国土交通省で作成しているポスターやチラシ等を活用することも考えられます。



「心のバリアフリー」ハンドブック（京都市）



バリアフリートイレ掲着用シール（札幌市）

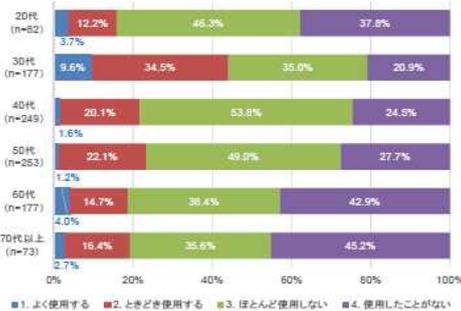
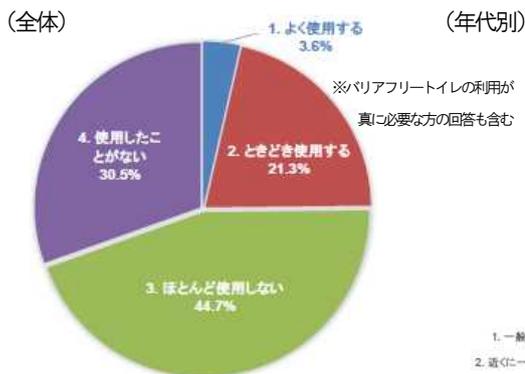


バリアフリートイレの適正利用ポスター（国土交通省）

【参考：高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の利用に関する意識調査（令和3年）】

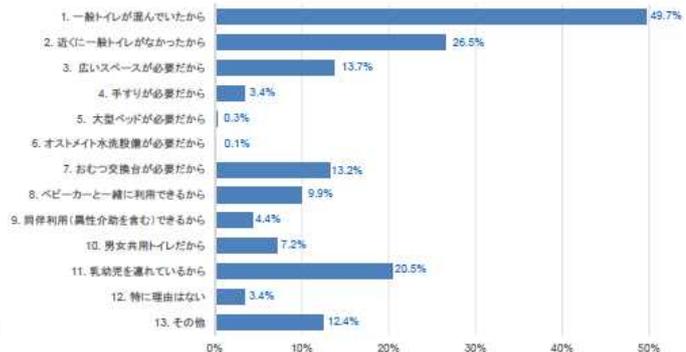
問 外出時の「バリアフリートイレ」の利用状況（1つ選択）

※n=1,011（無回答除く）



問 バリアフリートイレを利用する（利用した）理由（複数回答可）

※n=684（無回答除く）



資料：高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)の利用に関する意識調査（国土交通省、令和4年3月）

5-3 バリアフリーに関する情報発信について

【主な対象】

●市町村担当者

●施設設置管理者等の連携主体

心のバリアフリーの推進にあたっては、責務規定として定められる高齢者障害者等用施設等の適正利用に関する広報啓発のほかにも、障害ごとの特徴や困りごとに関する情報を発信し、普及啓発を進めていくことも大切です。



ここがポイント

- 👉 障害特性ごとに社会的障壁や必要とされる配慮が異なることについて、理解を広げていくことが大切です。
- 👉 障害の種類によっては、視覚的に分かりにくいものもあり、そのような障害に関する理解を広げていくことで、相互理解に繋がります。
- 👉 また、施設設置管理者向けにも障害ごとの特徴や必要な配慮について、周知啓発を実施することで、ハード面での対応が難しい施設等も含めた面的なバリアフリー化が図られることが期待されます。

◆ 障害特性に関する情報発信

高齢者障害者等と一括りで示しても、**障害の程度やその特性ごとに日常生活の中で不自由を感じる場面はそれぞれ異なり**、一般の方はもちろん障害当事者同士でもそれぞれの方の困りごとを理解しづらい部分があります。

心のバリアフリーの推進にあたっては、それぞれの障害特性ごとに日常生活における困りごとや必要としている施設、設備等が異なることを踏まえ、それぞれに対し適切な配慮を実践できるよう、障害特性ごとの情報を発信することも考えられます。

パンフレット等による広報啓発では、バリアフリー教室やまち歩き点検等のような体験型の取組に比べ、感覚的に分かりにくい点があるため、表現方法の工夫によって補完することが大切です。

また、有識者や障害当事者、住民の意見を取り入れるなど、誤解の少ない表現となるように留意することも必要です。

◆ 障害特性に関する理解促進

障害の種類によっては、外見からは見えにくいものもあり、またそれぞれの障害特性ごとに不自由を感じやすい場面や危険な場面等も異なることから、様々な**障害について、その特徴に関する理解を促していく**ことも、心のバリアフリーの推進には大切です。障害特性は、障害等当事者自身でないと実感しづらい部分も多いため、会議の場で啓発資料を作成する機会を設けることやヒアリングやアンケート等で、当事者から障害の特性や困りごと、必要とされる配慮について、お声を頂くなど、**当事者の参加できる機会を設ける**ことが望まれます。

また、広報啓発にあたっては、**幅広い年代に対して理解を促す**観点から、平易な記載とすることや、イラストの掲載、ふりがなを入れる、啓発対象ごとに資料のバージョンを分けるなど伝え方の工夫が考えられます。

啓発メディアは、パンフレットや動画等まとまった情報提供ができるメディアや、市町村の広報誌等で継続的に発信できるメディアが考えられます。

心のバリアフリーガイド <北海道札幌市>

様々な障害に関する特性や適切な配慮、施設や設備の適正利用等について、分かりやすく発信しています。幅広い年代の理解促進のため、イラスト等を多く用いた「心のバリアフリーガイド」や、小学生向けに4コマ漫画形式で説明する「わかりやすい版」を作成しています。音声コードの挿入や、カラーユニバーサルデザインに配慮した色使いなど、情報アクセシビリティ（情報伝達に関するバリアフリー）にも配慮しています。

「心のバリアフリーガイド」と「わかりやすい版」の視覚障害に関するページの比較



心のバリアフリーガイド（札幌市）



心のバリアフリーガイドわかりやすい版（札幌市）

◆ 施設整備に関する情報発信

移動等円滑化の促進に関する基本方針の中で、施設設置管理者にも適正な配慮が求められています。高齢者障害者等が利用する施設の中で、新築の大規模建築物においては、移動等円滑化基準や地方公共団体によるまちづくり条例に基づき円滑な利用環境の整備が進みやすい一方で、こうした基準の対象とならない**小規模施設や既存施設**においては、円滑な利用環境の整備が進みにくい状況となっています。

そのようなバリアフリー化の進みにくい施設に対して、**いくつかのポイントに絞った施設整備の方法や人的対応による方法の広報啓発**を行うことで、面的・一体的なバリアフリーに繋げていくことも大切です。

施設バリアフリー化に向けた配慮事項・改修の手引き <東京都調布市、福岡県福岡市>

バリアフリー法等の規制の対象にならない小規模施設や既存施設においても対応可能な整備例や人的対応のポイントについてまとめたパンフレットを作成し、事業者の理解を促している事例です。

バリアフリー化に向けた取組をチェックポイントで示すなど、ハード・ソフトを組み合わせた緩やかなバリアフリー化の促進が期待されます。

パンフレットは、小規模飲食店や高齢者障害者等が良く利用する施設等への配布、ホームページでの公開、市役所への配架などの方法で普及が図られています。

調布市
小規模建築物・既存建築物のバリアフリー

※なぜ小規模建築物・既存建築物なのか※
新築の大規模な建築物はバリアフリー設備の標準化が図られており、高齢者や障害者の利用にも対応できるように整備が進んでいます。しかし、高齢者や障害者が利用できない小規模な建築物や既存の建築物については、多くの場合、高齢者や障害者の利用に利用できるような整備が進んでいません。みなさんが身近に利用する小規模建築物や既存建築物のバリアフリー化の取組が求められています。

新築の大規模な建築物はバリアフリーが進んでいます。 身近に利用する小規模な建築物や既存の建築物のバリアフリー取組が求められています。

バリアフリーの4つの視点
誰もが利用しやすくなるように4つの視点に基づき小規模建築物・既存建築物のバリアフリー化を進めます。

視点1. 建物に円滑に入れる
視点2. 建物内を移動できる
視点3. 分りやすく利用できる
視点4. 快適で安全に利用できる

小規模建築物・既存建築物のバリアフリー（調布市）

視点1. 建物に円滑に入れる
誰もが建物に円滑に入れるようにするために主に次の点に配慮します。

○出入口の配慮 (チェックポイント)
□ 車いすでも通行できるように段差がない状態にしている。もしくは段差の解消を行っている。
□ 段差を解消できない場合の対策としてスロープなども用いている。

○建物内の配慮 (チェックポイント)
□ 車いすでも通行できるように段差がない状態にしている。もしくは段差の解消を行っている。
□ 車いすでも通行し支障がないように通路の幅を確保している。
□ 建物内を車いすでも移動できるようにインフラを整えている。
□ 安全に施設を利用できるように、手すりを設置している。

□ 出入口が分りにくい場合、扉でも事前に分かるように案内表示を出している。

ユニバーサル都市・福岡
バリアフリー改修の手引き
みんなにやさしいお店づくり

福岡市

ステップ1 出入口 誰でもお店に入ることができます

● こんなところに困っています

① 玄関までのアプローチ

- 車いす利用者などは、段差があるとお店の中に入れません。
- 車いす利用者などは、砂利敷きや凹凸など凹凸があると、転倒したり走めなくなる場合があります。

➡ P30の「段差のない店先」に詳しく

② 玄関（建物出入口）

- 車いす利用者などは、前後に開閉する用戸だと自分一人では開け閉めすることが困難です。
- 視覚障がい者は、出入口がどこにあるかわかりません。
- 補助犬を連れてくる人は、補助犬と一緒に店内に入ってもらいたい場合があります。

➡ P30の「入りやすい出入口」に詳しく

③ 駐車場

- 車いす利用者も、普通の駐車スペースだと、ドアを全開にできないため、車いすへの乗り降りできません。
- 車いす利用者も両手で車輪を操作するため、両足は解放させることができます。

➡ P40の「車いすしやすい駐車場」に詳しく

みんなにやさしいお店づくり（福岡市）

障害者などにやさしい店舗へのステッカー掲出 <神奈川県川崎市>

障害者、外国人、高齢者をはじめとした店舗利用者に対し、気づかいのある接遇を実施している「ソフト面のバリアフリーに対応している店舗」、または店舗の入り口に段差が無い等「ハード面のバリアフリーに対応している店舗」を店舗からの申請に基づき、「かわさきパラマウント実践店」として登録しています。実践店舗にはステッカーを配布し、掲出できる取組を実施しています。

また、事業者自ら店舗のバリアフリー状況の確認・情報発信を実施できるキットを市のホームページに掲載し、市内店舗がバリアフリー情報を積極的に発信できるよう環境整備を行っています。

めざせ！やさしさ日本代表！
かわさきパラマウント
実践店

当店のおもてなし

当店の
電話番号： _____

◆ その他の情報発信について

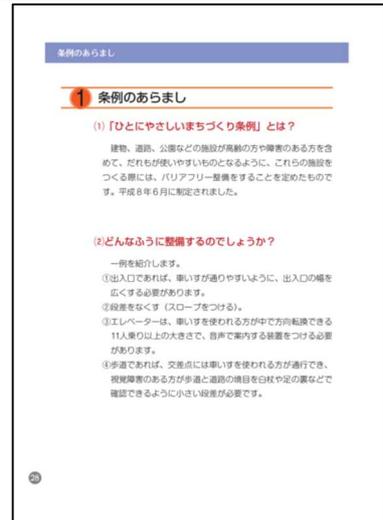
障害特性やその特性ごとの配慮に関すること、施設設置管理者向けの対応事例等に関する広報啓発のほかにも、心のバリアフリーを認知するきっかけとして、地方公共団体で実施している**バリアフリー関連のイベントや取組、施策等**について、発信していくことも考えられます。

ひとにやさしいまちづくりハンドブック <宮城県仙台市>

市のバリアフリーについて、ソフト面からも推進する目的で作成されたハンドブックで、平成25年までは市内の小中学校に毎年度定期的に配布しており、それ以降も、市民まつり等へのイベントにバリアフリーを推進する目的で出展した際に、来場者に配布されています。

ハンドブックの中で、障害特性や必要とされる配慮について記載するとともに、市で定められている『ひとにやさしいまちづくり条例』についても、分かりやすく解説しています。

条例の概要や基本的な考えかた、各種設備を設置する目的、整備例等について、施設設置管理者や住民等の理解を深めることで、適切な整備や配慮に繋がることが期待されます。



ひとにやさしいまちづくりハンドブック（仙台市）

5-4 情報発信に関する工夫や留意点について

【主な対象】

- 市町村担当者
- 施設設置管理者等の連携主体

ポスターやチラシ等による広報啓発は、バリアフリー教室やシンポジウムよりも多くの方の目に触れるものですが、関心がない方には印象に残りづらいため、継続的な情報発信や表現の工夫、多様なメディアの活用などの工夫をすると効果的です。



ここがポイント

- 👉 世代によって、効果の高い広報メディアが異なるため、ポスターの作成・掲出やチラシの配布、地方公共団体のホームページへの掲載等のほか、テレビ放送や SNS 等、複数のツールの活用により住民の目に触れる機会を増やすことが大切です。
- 👉 広報啓発の資料等を作成する場合には、事前に有識者や障害当事者との協議や住民の意見も取り入れ、正しい理解の促進、伝え方の工夫を行うことでより効果的な広報啓発に繋がります。
- 👉 高齢者、障害者等が使用する機器や設備の進歩に応じて、必要な配慮等も変わるため、定期的に広報啓発の内容を刷新していくことも大切です。
- 👉 啓発内容が特定の障害等に偏らないように留意しましょう。

◆ 当事者団体の参画する会議体の活用について

バリアフリー基本構想やマスタープラン作成の協議会を始めとした、当事者の参画した会議体を活用することで、当事者参画による継続的な広報啓発や心のバリアフリーの取組を実施することが可能です。当事者が参画する会議体を継続的に活用することには、**効果的で分かりやすい広報啓発が可能となる**ことや**取組に対する反響や意見に対して、柔軟に対応できる**といったメリットが考えられます。初めは、取組や啓発の内容について、意見を伺うといった活用が多くなりますが、継続的に会議を実施し、徐々に当事者委員から実施する取組について、検討・提案をしてもらう方向にシフトしていくことなども考えられます。

また、基本構想やマスタープランの作成段階では、協議会関連の関係事業者向けの説明会等、関係者が集まる機会も多くあるので、そのような場を活用し、予め有識者や当事者委員等と協力して、パンフレットやチラシを作成し、必要と考えられる配慮等について説明し、関係事業者の理解を促すなどの取組を行うことも考えられます。

バリアフリー基本構想推進協議会の活用による当事者参画 <神奈川県茅ヶ崎市>

茅ヶ崎市ではバリアフリー基本構想推進協議会に市民部会を設置し、障害者や高齢者、公募市民等の参加による心のバリアフリーの啓発活動を実施しています。市との協働を前提に、市民部会が活動主体となるような啓発活動を行っています。具体的には、障害当事者の声や体験を反映した独自のポスターを作成（現在、月ごとに12枚を作成中）し、毎月の発行に合わせ、民間地域コミュニティ紙にポスターの解説として、部会委員が実際の生活エピソードを交えた記事をまとめています。

また、市広報紙を活用し、障害種別に関わる心のバリアフリーの理解を呼び掛けています。このほかにも駅構内や公共施設等においてデジタルサイネージによる啓発活動を行うなど市民主体による啓発活動に継続して取り組んでいます。

ここにある、このころ。
やさしさの巡る街、茅ヶ崎



バリアフリー基本構想作成時の事業者説明会の場を活用した広報啓発 <東京都北区>

まちのバリアフリー化を進めるため、特別支援学校の生徒、保護者、先生方にアンケートを実施し、普段の生活における良かった対応や困りごとなどを集め、リーフレットを作成しています。

事業者に対して、バリアフリー基本構想を作成する際の事業者説明会等でリーフレットを配布するとともに、当事者の方から説明をしていただく理解の場を設けています。

◆ 表現方法の工夫について

ポスターやチラシ、動画等の啓発資料の作成にあたっては、当事者からの意見を募るとともに、幅広い年代への理解促進を図るため、**分かりやすい表現**を取り入れることが大切です。

作成した冊子の文字にフリガナを振る、イラストや4コマ漫画等で直感的に分かるような表現を検討するなど多くの人に読んでもらう工夫があると効果的です。小中学生用や一般人用のように、対象ごとに啓発資料のバージョンを分けることも考えられます。

作成した啓発資料について、**複数の障害当事者等の視点から確認してもらう**ことや目的に応じた情報量となっているか、補足説明の資料を用意する必要があるか等についても確認することが大切です。

また、行政の発信する情報として、**情報伝達に関するバリアフリー（情報アクセシビリティ）に留意**することも重要です。

情報バリアフリー化の手引き <山口県宇部市>

高齢者や障害のある方が、確実に情報を受け取り、容易に情報発信ができるようにするため、「情報バリアフリー化の手引き」を作成しています。

手引きでは、会議や講習会、接遇時、印刷物やホームページへの掲載等様々な場面での基本的な配慮事項、障害の特性ごとに必要となる意思伝達手段と必要な配慮に関する事項等をまとめています。

手引きは市のホームページ上で公表されており、住民や事業者等の理解促進を図っている他、市職員の研修で活用する等、市全体で情報のバリアフリー化の推進を図っています。

◆ 情報の発信に関する工夫

メディアごとに伝達しやすい対象の年代が変わるため、啓発内容が重複する場合や使用するメディアの資料作成ハードルが高い場合等でも、簡素なものから継続して**多様な方法を用いて発信**することが効果的です。

継続的、多面的に広報啓発することで、多くの方が情報に接することで理解促進に繋がることに加え、当事者等から情報発信の内容や発信方法に関するご提案をいただく機会が出てくるなど副次的な効果も期待されます。

メディアの種類としては、ポスター、チラシ、ハンドブックの作成のほか、市町村広報誌による継続的な発信、動画作成及びテレビ、バス等での発信、SNSの活用等が考えられます。

動画の作成、CATV 等による情報発信 <東京都港区>

区の広報担当部署がケーブルテレビと契約し、番組の制作とともに放送時間を確保しています。その中で、障害に関する理解や適切な配慮に関する広報啓発動画の作成、番組の放送を実施しています。作成された動画はケーブルテレビのほか、区のホームページ（YouTube）、バスの車内放送、区有施設のデジタルサイネージ等、様々な場所で配信しています。

障害当事者団体から、動画で取り上げてほしい内容について提案されることもあり、その内容を反映した動画の作成、当事者自身の番組出演等の取組も実施されています。

VR 動画の作成 <東京都北区>

バリアフリー基本構想作成時の協議会から派生した区民部会（学識経験者、当事者、区民委員等で構成される部会）において、若者向けに訴求効果の高い啓発ツールを検討し、VR 動画の活用を決定しました。区民部会の委員からシナリオのアイデアを募集し、車椅子利用者への対応事例に関する VR 動画を作成しました。作成した VR 動画は、区民祭り等の区のイベントや小中学校の授業等で活用することで、心のバリアフリーの理解に向けてのきっかけづくりとなることが期待されています。

様々な啓発ツールの活用 <神奈川県茅ヶ崎市>

茅ヶ崎市では、ポスター等の広報啓発資料を基にデジタルサイネージ、公共施設、民間施設、交通広告、市広報番組、ホームページ等、様々な媒体で発信しています。これまで、公共施設、公共交通機関等がメインだったところ、市内民間事業者へのメールによる協力依頼や、個々の事業者に合わせて掲出方法のアレンジ等、広く協力を求め、周知機会の向上に努めています。



様々な啓発ツールの活用 <福岡県福岡市>

福岡市では「ユニバーサル都市・福岡」を推進していくための取組として市民に愛され、親しまれるキャラクターマークとしてロゴを作成し、動画作成、企業等への協力の呼びかけ、イベントの開催、SNS での情報発信等において、活用しています。

SNS での情報発信では、Instagram を活用し、バリアフリーに限らず、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を発信しており、その際、内容をクイズ形式にするなど理解のきっかけづくりを行っています。



◀「ユニバーサル」の「サル」をモチーフに、やさしさの象徴として「ハートマーク」、その中に人を表す「J」を配置し、人がやさしさに包まれていることを図案化。



「ユニバーサル都市・福岡」ロゴ

福岡市 Instagram 「ユニバーサル都市・福岡」

ハンドブックや動画等を作成した場合には、ハンドブックを全戸に配布する、動画を市ホームページのほか、YouTube や CATV 等で発信するなど積極的に発信していくことが大切です。併せて出前講座等により、配布したパンフレット等を用いて小学生向けの講座を実施するなどにより、講座後、自宅において波及効果が見込めるなど、広報啓発以外の取組と組み合わせることも効果的です。

障害者週間や人の多い時期に合わせて、集中的に広報啓発のイベントを実施することも、心のバリアフリーに関する理解のきっかけづくりとして効果的です。

心のバリアフリー広報誌 <福岡県福岡市>

障害の理解や適切な配慮等についてまとめた「心のバリアフリー」に関する広報誌を作成しています。作成にあたっては、障害者関係団体協議会に依頼してたたき台を作成してもらうなど、積極的な当事者参画を実施することで、分かりやすい広報誌の作成に努めています。

作成した広報誌は、保存版として定期的に（数年に一度）全戸配布を行うほか、小学校等での出前講座も同様の資料を用いることで、その話題を家族で共有してもらうなどの波及効果も期待しています。



学校での出前講座



心のバリアフリー広報誌

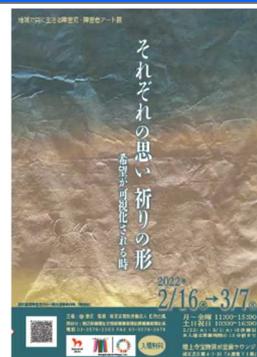
バリアフリーイベントの実施（障害者週間等） <東京都港区>

障害者への理解を深めるとともに、障害者の社会参加を促進するために設けられている障害者週間を記念し、心のバリアフリーを推進するため、障害者週間記念事業を開催し、ポスターの原画展や、講演等を実施しています。

また、障害者週間だけでなく、障害のある方々が、日頃の活動の中で制作した作品を展示するアート展を継続して実施しています。



障害者週間記念事業 ポスター



地域で共に生きる障害児・障害者アート展 ポスター